

電気設備工事仕様書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
I 工事概要 <p>1. 工事場所 鹿足郡津和野町後田口412他2筆</p> <p>2. 地域地区 (都市計画区域内)</p> <p>3. 敷地面積 1,042.39 m²</p> <p>4. 建物用途 集会場</p> <p>5. 棟別概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>建物名称</th> <th>建築種別</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>消防法の区分</th> <th>建築面積(m²)</th> <th>延面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>対青館</td><td>修繕</td><td>木造</td><td>2</td><td>(1)</td><td>187.68</td><td>256.30</td></tr> <tr><td>2</td><td>倉庫</td><td>修繕</td><td>木造</td><td>2</td><td>(14)</td><td>25.63</td><td>46.00</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>合計</td> <td>213.31</td> <td>302.30</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 工事種目 (○印を付したものが該当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>受変電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電力貯蔵設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>発電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電灯コンセント設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>動力設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>構内情報通信網設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>構内交換設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>情報表示装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>映像・音響設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>拡声設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>誘導支援装置</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>テレビ共同受信設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>テレビ電波障害調査</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防災設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防犯設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中央監視制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雷保護設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>屋外設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建築工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械設備工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								No.	建物名称	建築種別	構造	階数	消防法の区分	建築面積(m ²)	延面積(m ²)	1	対青館	修繕	木造	2	(1)	187.68	256.30	2	倉庫	修繕	木造	2	(14)	25.63	46.00	3								4								5								6								7												合計	213.31	302.30			1	2	3	4	5	6	7	受変電設備								電力貯蔵設備								発電設備								電灯コンセント設備	○							動力設備								構内情報通信網設備	○							構内交換設備	○							情報表示装置								映像・音響設備								拡声設備								誘導支援装置	○							テレビ共同受信設備	○							テレビ電波障害調査								防災設備	○							防犯設備								中央監視制御設備								雷保護設備								屋外設備								建築工事								機械設備工事								II 工事仕様 <p>1. 共通事項</p> <p>(1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版」(以下「標準図」という)による。 ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。</p> <p>(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。</p> <p>2. 特記事項</p> <p>(1) 章及び項目は、番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印を適用する。 ○印の無い場合は、*印のあるものを適用する。 ○印と*印のある場合はともに適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">1</td><td>① 適用基準等</td><td>○ 消防用設備等の技術基準(第8次改訂版) (全国消防長会中国支部編) ○ 公共施設用照明器具(2019年版) (一般社団法人日本照明工業会) * 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による 工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版 一般社団法人公共建築協会 編集 国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修</td></tr> <tr><td>② 機材の品質等</td><td>本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JISマーク表示のない機材及びその製造者等は、次の1)~6)の事項を満たすものとする。 ただし、使用量の少ないもの、簡単な機材又は品質を証明する資料の入手困難なもの等については、次の1)~6)を考慮の上、監督職員の承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 4) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 5) 安定的な供給及び保守等の営業体制が整えられていること。 6) 材料及び接着剤等のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 なお、商品名が記載された機材については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 また、これらの機材を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 ただし、一般社団法人公共建築協会編集・発行の「建築材料・設備等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(最新版)」及び「同設備機材等評価名簿(最新版)」に記載されたものについては、所定の品質及び性能を有しているものとする。</td></tr> <tr><td rowspan="2">2</td><td>③ 環境への配慮</td><td>本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月25日変更閣議決定)」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとする。</td></tr> <tr><td>④ 契約種別等</td><td>・ 業務用電力 変圧器容量 電灯 kVA 動力 kVA 計 kVA ・ 低圧電力 ・ 従量電灯A ○ 従量電灯B ・ 定額電灯</td></tr> <tr><td rowspan="2">3</td><td>⑤ 電気保安技術者</td><td>工事現場におく電気保安技術者は、電気工作物の保安の業務を行ふものとする。</td></tr> <tr><td>10 交通安全管理</td><td>以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。 配置する位置は別に図示する。 名 称 人・日数 交通安全管理の必要な作業等 交通誘導員A 交通誘導員B 交通整理員</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 交通誘導員A、Bは警備業法に定める警備員とし、 交通整理員については資格を問わない。 取扱いは「建築工事における交通誘導員等の取扱い基準」 (営繕課HP掲載)による</p>								章	項目	特記事項	1	① 適用基準等	○ 消防用設備等の技術基準(第8次改訂版) (全国消防長会中国支部編) ○ 公共施設用照明器具(2019年版) (一般社団法人日本照明工業会) * 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による 工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版 一般社団法人公共建築協会 編集 国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修	② 機材の品質等	本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JISマーク表示のない機材及びその製造者等は、次の1)~6)の事項を満たすものとする。 ただし、使用量の少ないもの、簡単な機材又は品質を証明する資料の入手困難なもの等については、次の1)~6)を考慮の上、監督職員の承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 4) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 5) 安定的な供給及び保守等の営業体制が整えられていること。 6) 材料及び接着剤等のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 なお、商品名が記載された機材については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 また、これらの機材を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 ただし、一般社団法人公共建築協会編集・発行の「建築材料・設備等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(最新版)」及び「同設備機材等評価名簿(最新版)」に記載されたものについては、所定の品質及び性能を有しているものとする。	2	③ 環境への配慮	本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月25日変更閣議決定)」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとする。	④ 契約種別等	・ 業務用電力 変圧器容量 電灯 kVA 動力 kVA 計 kVA ・ 低圧電力 ・ 従量電灯A ○ 従量電灯B ・ 定額電灯	3	⑤ 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気工作物の保安の業務を行ふものとする。	10 交通安全管理	以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。 配置する位置は別に図示する。 名 称 人・日数 交通安全管理の必要な作業等 交通誘導員A 交通誘導員B 交通整理員	章 項 目 特 記 事 項 <p>6 電気工事士 最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。</p> <p>7 現場事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置できる (・敷地内・敷地外(設置可能場所:)) ・ 設置できない <p>8 工事用電力、水</p> <p>9 発生材の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き渡しを要するもの () ・ 現場において再利用を図るもの () <p>産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品目</th> <th>搬出場所</th> <th>距離(Km)</th> <th>D I D 区間(有・無)</th> <th>処分費(有・無)</th> <th>備考(再資源化の有無等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="4">特定建設資材</td><td>・コンクリート塊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr> <tr><td>・アスファルト塊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr> <tr><td>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr> <tr><td>・木材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>有</td></tr> <tr><td rowspan="4">特別管理産業廃棄物</td><td>・PCB使用機器</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・石綿含有建材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>建設工事仕様書による</td></tr> <tr><td>・度量光管等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="4">その他</td><td>・金属くず</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・度プラ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>11 工事写真 下記のものを提出する。 仕様は、島根県建築工事写真取扱要領による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類</th> <th>サイズ(mm)</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>工事中写真(着工前)</td><td>* カラー</td><td>* 80×120程度</td><td>2部</td></tr> <tr><td>完成写真</td><td>* カラー</td><td>外部全景 * 120×170程度 その他 * 80×120程度</td><td>2部</td></tr> <tr><td>電子データ(CD-R等)</td><td>デジタルカメラを使用した場合は、工事中写真及び完成写真的データを記録したCD-R等を提出する。</td><td></td><td>2部</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) フィルムカメラを使用する場合は監督職員と協議する。</p> <p>12 完成図 下記のものを、竣工後15日以内に提出する。 仕様は、島根県建築工事完成図取扱要領による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名・仕様</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>複写図</td><td>* 施工図 (構造軸体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))</td><td>3部</td></tr> <tr><td>施工図</td><td>(* 施工図 (構造軸体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))</td><td>3部</td></tr> <tr><td>電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)</td><td>1部</td></tr> </tbody> </table> <p>製本の取りまとめについては監督職員の指示による。 設計に関するCADデータを貸与するが、著作権者は、津和野町にある。なお、貸与されたデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 ○ 竣工図と施工図を1冊にまとめる。</p> <p>13 保全に関する資料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による)</td><td>* 1部</td></tr> <tr><td>機器取扱い説明書 機器性能試験成績書 官公署届出書類一覧</td><td>・ 部</td></tr> <tr><td>その他監督職員が指示するもの 建築物等の利用に関する説明書の電子データ(CD-R等)</td><td>* 1部</td></tr> </tbody> </table> <p>14 情報共有システム 「島根県営繕工事等情報共有システム実施要領」に基づき、情報共有システムを利用した場合は、情報共有システムで処理を行った書式一式を、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品することを基本として受発注者間協議により決定する。</p> <p>15 提出書類</p> <p>竣工検査までに下記のものを1部提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 絶縁抵抗測定結果 ○ 接地抵抗測定結果 ○ 機器試験成績表 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ端子出力レベル測定結果 ・ LANケーブル伝送品質測定結果 ○ 一般用照明照度測定結果(各室について3カ所程度) <ul style="list-style-type: none"> 測定高さは(事務室FL+800、廊下等FL+0)とする ○ 非常用照明照度測定結果(各室について2カ所程度) <ul style="list-style-type: none"> 測定高さは床面とする 								項目	品目	搬出場所	距離(Km)	D I D 区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)	特定建設資材	・コンクリート塊					有	・アスファルト塊					有	・コンクリート及び鉄から成る建設資材					有	・木材					有	特別管理産業廃棄物	・PCB使用機器						・石綿含有建材					建設工事仕様書による	・度量光管等						・						その他	・金属くず						・度プラ						・						・						区分	分類	サイズ(mm)	提出部数	工事中写真(着工前)	* カラー	* 80×120程度	2部	完成写真	* カラー	外部全景 * 120×170程度 その他 * 80×120程度	2部	電子データ(CD-R等)	デジタルカメラを使用した場合は、工事中写真及び完成写真的データを記録したCD-R等を提出する。		2部	品名・仕様	提出部数	複写図	* 施工図 (構造軸体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	3部	施工図	(* 施工図 (構造軸体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	3部	電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部	書類名	提出部数	建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による)	* 1部	機器取扱い説明書 機器性能試験成績書 官公署届出書類一覧	・ 部	その他監督職員が指示するもの 建築物等の利用に関する説明書の電子データ(CD-R等)	* 1部
No.	建物名称	建築種別	構造	階数	消防法の区分	建築面積(m ²)	延面積(m ²)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	対青館	修繕	木造	2	(1)	187.68	256.30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	倉庫	修繕	木造	2	(14)	25.63	46.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
				合計	213.31	302.30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
受変電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
電力貯蔵設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
発電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
電灯コンセント設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
動力設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
構内情報通信網設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
構内交換設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
情報表示装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
映像・音響設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
拡声設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
誘導支援装置	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
テレビ共同受信設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
テレビ電波障害調査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
防災設備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
防犯設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
中央監視制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
雷保護設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋外設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
建築工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
機械設備工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	① 適用基準等	○ 消防用設備等の技術基準(第8次改訂版) (全国消防長会中国支部編) ○ 公共施設用照明器具(2019年版) (一般社団法人日本照明工業会) * 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による 工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版 一般社団法人公共建築協会 編集 国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	② 機材の品質等	本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JISマーク表示のない機材及びその製造者等は、次の1)~6)の事項を満たすものとする。 ただし、使用量の少ないもの、簡単な機材又は品質を証明する資料の入手困難なもの等については、次の1)~6)を考慮の上、監督職員の承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 4) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 5) 安定的な供給及び保守等の営業体制が整えられていること。 6) 材料及び接着剤等のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 なお、商品名が記載された機材については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 また、これらの機材を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 ただし、一般社団法人公共建築協会編集・発行の「建築材料・設備等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(最新版)」及び「同設備機材等評価名簿(最新版)」に記載されたものについては、所定の品質及び性能を有しているものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	③ 環境への配慮	本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月25日変更閣議決定)」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	④ 契約種別等	・ 業務用電力 変圧器容量 電灯 kVA 動力 kVA 計 kVA ・ 低圧電力 ・ 従量電灯A ○ 従量電灯B ・ 定額電灯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	⑤ 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気工作物の保安の業務を行ふものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	10 交通安全管理	以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。 配置する位置は別に図示する。 名 称 人・日数 交通安全管理の必要な作業等 交通誘導員A 交通誘導員B 交通整理員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
項目	品目	搬出場所	距離(Km)	D I D 区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
特定建設資材	・コンクリート塊					有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	・アスファルト塊					有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	・コンクリート及び鉄から成る建設資材					有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	・木材					有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
特別管理産業廃棄物	・PCB使用機器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	・石綿含有建材					建設工事仕様書による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	・度量光管等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
その他	・金属くず																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	・度プラ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
区分	分類	サイズ(mm)	提出部数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
工事中写真(着工前)	* カラー	* 80×120程度	2部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
完成写真	* カラー	外部全景 * 120×170程度 その他 * 80×120程度	2部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
電子データ(CD-R等)	デジタルカメラを使用した場合は、工事中写真及び完成写真的データを記録したCD-R等を提出する。		2部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
品名・仕様	提出部数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
複写図	* 施工図 (構造軸体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	3部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
施工図	(* 施工図 (構造軸体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	3部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
書類名	提出部数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による)	* 1部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
機器取扱い説明書 機器性能試験成績書 官公署届出書類一覧	・ 部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
その他監督職員が指示するもの 建築物等の利用に関する説明書の電子データ(CD-R等)	* 1部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																																	
16	耐震措置	<p>設備機器の固定は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針(独立法人建築研究所監修)2014年版」による。</p> <p>1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器重量〔kN〕に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <p>設計用標準水平震度(Ks)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般的施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td></td><td>水槽類(オイルタンク)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>中間階</td><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td></td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td></td><td>水槽類(オイルタンク)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>地階及び1階</td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td></td><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td></td><td>水槽類(オイルタンク)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階</p> <p>重要機器は次のものを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配電盤 * 自家発電装置 * 電話交換機 * 直流電源装置 * UPS装置 * 火災報知受信機 * 中央監視制御装置 * 通信総合盤 <p>一般機器は重要機器以外で重量が1kNを超えるものを示す。なお、1kN以下の機器の取付は上記によるほか、機器製造者指定の方法により行う。</p> <p>2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>3) あと施工アンカーの引き抜き試験 対象機器は重要機器及び一般機器とする。 試験本数は対象機器1台につき、3本とする。 試験箇所は監督職員の指示による。 試験方法は引張試験機による引張試験とする。 確認強度は対象機器ごとのあと施工アンカー1本に作用する引抜き力以上とする。 (注) 機器重量が1kN以下の機器は使用するアンカーメーカーの強度試験資料を監督職員に提出し承諾をうけること。</p>	設置場所	機器種別	特定の施設		一般的施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5		水槽類(オイルタンク)	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0		水槽類(オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6	地階及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類(オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6	20 フラッシュプレート 21 カバープレート 22 接地極	<p>・金属製 (適用範囲: ○合成樹脂製 (適用範囲:))</p> <p>用途を表示したシール等を貼付すること。</p> <p>接地極は下記による。(EBはL=1,500mmとする)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>記号</th><th>接地抵抗値</th><th>接 地 極</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同接地</td><td>E A・D</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組</td></tr> <tr> <td>共同接地</td><td>E A・C・D</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 2連-2組</td></tr> <tr> <td>A種</td><td>E A</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組</td></tr> <tr> <td>B種</td><td>E B</td><td>Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 2連-2組</td></tr> <tr> <td>C種</td><td>E C</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組</td></tr> <tr> <td>D種</td><td>E D</td><td>100Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 1</td></tr> <tr> <td>高圧避雷器</td><td>E L H</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組</td></tr> <tr> <td>交換機用</td><td>E t</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-1組</td></tr> <tr> <td>通信用</td><td>E A t</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組</td></tr> <tr> <td>通信用</td><td>E D t</td><td>100Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 1</td></tr> <tr> <td>電話引込口</td><td>E L t</td><td>100Ω以下</td><td>EB (D=1.4又はW=4.0) * 1</td></tr> <tr> <td>測定用</td><td>E O</td><td>-</td><td>EB (D=1.0又はW=3.0) * 1</td></tr> </tbody> </table> <p>(但し、測定用の場合、EBはL=1,500mm)</p> <p>・標準仕様書による ○ 製造者標準とする</p>	種類	記号	接地抵抗値	接 地 極	共同接地	E A・D	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組	共同接地	E A・C・D	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 2連-2組	A種	E A	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組	B種	E B	Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 2連-2組	C種	E C	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組	D種	E D	100Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 1	高圧避雷器	E L H	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組	交換機用	E t	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-1組	通信用	E A t	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組	通信用	E D t	100Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 1	電話引込口	E L t	100Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 1	測定用	E O	-	EB (D=1.0又はW=3.0) * 1	31 電線類 32 足場 33 土工事 34 はり工事等 35 補修	<p>1) EM電線類で規格等記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 2) 通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じるものとする。</p> <p>「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事で設置する 外部足場 <ul style="list-style-type: none"> ・A種 B種 C種 D種 E種 F種 ・G種 内部足場 <ul style="list-style-type: none"> ・A種 B種 C種 D種 E種 F種 <p>○ 建築工事設置の足場を利用</p> <p>1) 埋戻しの種別 <ul style="list-style-type: none"> ・A種 ○ B種 C種 D種 ・(材料: 工法:) 2) 建設発生土の処理 <ul style="list-style-type: none"> ・構内指定場所に敷なし ・構内指定場所に堆積 ・現場説明書による 3) 山留め <ul style="list-style-type: none"> 工法等 () 残置 * する * しない 鋼矢板等の抜き跡の処理工法 * 砂を充てんする </p> <p>1) 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドコアによる。 2) はり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則として探査方法は走査式埋設物調査(電磁誘導法または電磁波レーダ法)とする。</p> <p>1) 工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は既存にない補修する。 2) 汚染、損傷した場合は速やかに監督職員に報告する。</p>	43 施工計画調査 44 施工調査 45 木製安全施設製品(県産木材製品)	<p>分析調査 ・塗膜塗料に含まれる有害物質 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 有害物質の種類 P C B 鉛 クロム 採取場所 () 採取箇所数 ()</p> <p>1) 本工事の施工計画に先立ち事前調査を行う。 2) 事前調査後速やかに調査結果をまとめ監督職員に報告書を提出する。 3) 調査結果を考慮し施工計画書、施工図を作成する。</p> <p>・工事用標示板 (表示板1,400mm×1,100mm用) * 工事用看板 (表示板1,400mm×500mm用) * 工事用バリケード (注) 取り扱いは平成25年3月8日付當第945号による</p>
設置場所	機器種別	特定の施設			一般的施設																																																																																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																																							
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																							
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																																							
	水槽類(オイルタンク)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																							
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																																							
	水槽類(オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																							
地階及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																																							
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																																							
	水槽類(オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																							
種類	記号	接地抵抗値	接 地 極																																																																																																																									
共同接地	E A・D	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組																																																																																																																									
共同接地	E A・C・D	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 2連-2組																																																																																																																									
A種	E A	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組																																																																																																																									
B種	E B	Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 2連-2組																																																																																																																									
C種	E C	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組																																																																																																																									
D種	E D	100Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 1																																																																																																																									
高圧避雷器	E L H	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組																																																																																																																									
交換機用	E t	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-1組																																																																																																																									
通信用	E A t	10Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 3連-2組																																																																																																																									
通信用	E D t	100Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 1																																																																																																																									
電話引込口	E L t	100Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) * 1																																																																																																																									
測定用	E O	-	EB (D=1.0又はW=3.0) * 1																																																																																																																									
17	耐震施工	<p>横引き配管等は、地震時の設計用水平震度及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう標準図によるSA種、A種又はB種耐震支持を行う。ただし、次の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 呼び径が8mm以下の単独配管 (b) 周長80mm以下の金属ダクト、幅400mm未満のケーブルラック及び幅400mm以下の集合配管 (c) 定格電流600A以下のバスダクト (d) つり材の長さが平均0.2m以下の配管配線等 <p>梁・壁・床貫通部の補強 ○ 本工事 別途建築工事</p> <p>埋込み電盤、端子盤等の仮枠及び埋込み部分の補強 ○ 本工事 別途建築工事</p> <p>天井埋込み器具の天井切込加工(下地を含む)及び補強 ○ 本工事 別途建築工事</p> <p>二重床の配線器具取付箇所の切込み及び補強 ・ 本工事 別途建築工事</p> <p>シャッター等の2次側配線工事 ○ 本工事 別途建築工事</p> <p>・ 鋼製 ○ 樹脂製 鋼製ボックスを使用する場合は、ボックスに接地を施すこと。 防火隔壁等に埋込む場合は、鋼製とする。</p>	23 分電盤・端子盤 24 鋼製電線管 25 露出配管の塗装 26 ブルボックスの塗装 27 結露防止 28 再使用機器 29 予備配管 30 支持金物等	<p>図示なきは、ねじなし電線管とする。</p> <p>居室、廊下、外壁面で露出となる鋼製電線管(位置ボックスを含む)及び支持金物には塗装を施す。</p> <p>ステンレス製ブルボックスの塗装 ○ 有(メーカー指定色又は指定色仕上) 無(素地仕上)</p> <p>内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には断熱材等を取り付ける。</p> <p>取出し再使用する機器は清掃及び絶縁抵抗測定の上取付ける。</p> <p>壁内に埋込みとなる分電盤、端子盤等には予備配管として、E25×2又はPF22×2を設置する。 天井スラブの場合 天井又は梁下20cmまで立上げ、ボックス止めとする 二重天井の場合 配管を天井内まで立上げる</p> <p>屋外及び湿気の多い場所で使用する支持金物は下記による。 ただし、装柱金物は除く。 ○ ステンレス製(SUS304) * 溶融亜鉛メッキ(2種35)</p>	36 防火区画等の貫通 37 スリープ 38 負担金 39 関連他工事 40 特定元方事業者の指名 41 施工図及び施工計画書 42 事前調査等	<p>配管・配線・ラック等が防火区画等を貫通する場合は図示通りと適切な処置を施す。</p> <p>柱・梁には紙チューブは使用しない。</p> <p>工事負担金は、本工事とする。 ・電力負担金 円(内消費税相当額) ・テレビ共聴 円(内消費税相当額)</p> <p>下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・本工事の受注者 ・関連他工事の受注者()</p> <p>提出した施工図及び施工計画書に關わる当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。</p> <p>受注者は以下の規定に基づき、特定建築材料等の有無を事前に調査し、発注者へ書面により説明すること。併せて調査結果の掲示及び所管労働基準監督署長並びに都道府県知事等への報告を行うこと。 (大気汚染防止法第18条の15、石綿障害予防規則第3条及び第4条の2) ・分析調査(定性分析)を行い、結果を報告する。 ・試料採取箇所() 試料数() ・図示による</p>	2 1 電気方式 2 受変電設備 3 修理 4 变压器 5 進相コンデンサ 6 直列リアクトル 7 引込開閉器盤(低圧の場合) 8 キューピクル基礎及びボルト	<p>・高圧 三相3線式 6.6kV ・低圧 三相3線式 200V ・低圧 単相3線式 200V/100V ・低圧 単相2線式 100V</p> <p>引込柱取付け、閉鎖型、過電流蓄勢トリップ形、モールドコーンブッシング付 ・気中 真空 ・耐塩形 (・亜鉛メッキ ステンレス) ・地絡继電器付 方向性地絡继電器付 ・VT内蔵 LA内蔵</p> <p>・屋内形 屋外形 ・鋼板製 ステンレス製(SUS304)(着色) 塗装はJSIA(受配電設備のガイドライン)の基準による。</p> <p>・油入 モールド モールド変圧器の表面は充電部とみなし注意標識を取り付ける。 モールド変圧器はダイヤル温度計を附属させる。</p> <p>・油入 モールド モールド変圧器()の表面は充電部とみなし注意標識を取り付ける。 モールド変圧器はダイヤル温度計を附属させる。</p> <p>・低圧側 高圧側 ・油入 ・乾式(・モールド ガス オイルレス(一体型))</p> <p>油入 ・乾式(・モールド オイルレス(一体型))</p> <p>・電柱取付形(防水) 屋側取付形(防水) ・鋼板製 ステンレス製(SUS304)(着色) 塗装はJSIA(受配電設備のガイドライン)の基準による。</p> <p>基礎 本工事 別途工事 ボルト 本工事 別途工事</p>																																																																																																																				
18	他工事との取合																																																																																																																											
19	位置ボックス																																																																																																																											

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
	9 感熱表示ラベル	導電部の接続端子近辺には不可逆性の感熱表示ラベルを貼付する。(変圧器の2次側端子、低圧盤1次側母線)		6 原動機	() kW以上 ・ディーゼル ①ガスエンジン ②ガスタービン		⑤ 光 源	光源色の図示なき場合は下記による LED ①星白色 ②温白色 ③電球色		9 A マルチサイン設備	
	10 高調波計算書	機器承諾図提出前に高調波流出電流を計算し、監督職員に提出する。		7 連続運転時間	() 時間以上		6 コンセントプレート	シール等により商用系、自家発系を明示すること。 ④OAタップについては回路番号を明示すること。		情報表示装置	① 情報表示盤 ②出退表示設備
	11 予備品等	標準仕様書によるほか下記による。 ヒューズ類(種別ごとに下記の数量とする) ・現用数 現用数の20% (1個以上) ABC10型消火器(屋外は樹脂製の箱入りとする) 主回路接続図(透明ケース入り)		8 運 転 音	機器、排気管及び排風ダクトより1mの位置での運転音 ・105dB(A) ②85dB(A) ③75dB(A)					1 出退表示盤	① LED式(・4色 ②フルカラー) ②液晶式
				9 保 守 運 転	自動					2 出退表示盤	① LED式(・2モード ②4モード) ②液晶式
				10 燃 料 系 統	・本工事 ・別途工事()					3 時刻表示設備	① 時計 ②子時計 ③電池時計
				11 防 災 電 源	建築基準法及び消防法に係る発電装置は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督職員に提出する。					4 水晶式(週差0.7秒以下)	
				12 予 備 品 等	標準仕様書によるほか下記による。 ABC10型消火器 1本(屋外は樹脂製の箱入りとする)					5 壁掛形 ②埋込形 ③吊下形 ④アナログ式 ⑤デジタル式	
										6 電 池	電池はリチウム電池とする。
3	A 直流電源装置										
電 力 貯 藏 設 備	1 用 途	・非常用照明(建築基準法) ・受変電設備用									
	2 蓄 電 池	・HS型鉛蓄電池 ②MSE型鉛蓄電池 ・長寿命MSE型鉛蓄電池 ・リチウム二次電池 ・ニッケル・カドミウムアルカリ電池		B 太陽光発電							
	3 予 備 品 等	標準仕様書によるほか下記による。 主回路接続図(透明ケース入り)		1 公称最大出力	() kW以上 (日射強度 kW/m ² , 25°C, AM1.5)						
				2 耐 風 速	建築基準法施行令第87条の規定による風圧力に耐えるものとし、強度計算書を監督職員に提出する。						
				3 系 统 連 系	・行う ②行わない 系統連系を行う場合は、「系統連系技術要件ガイドライン」を満足すること。						
				4 パワーコンディショナー	出力 相 線式 V 定格容量 kW 自立運転機能 ②有り ③無し						
				5 売 電	・行う ②行わない						
				6 太陽電池モジュール 出力保証	保証期間開始日は引渡し日とする。						
4	A 非常用発電										
発電設備	1 電 气 方 式	三相3線式 ②高圧 ③低圧		⑤ ①電 气 方 式	①幹線 単相3線式 200/100V ②分岐 单相2線式(・100V ③200V) ③分岐 直流2線式 100V						
	2 用 途	・消防設備負荷 ②建築基準法関連負荷 ・一般負荷		②配 線 器 具	スイッチ、コンセントは大角形とする。 2連以上スイッチは、ネーム付とする。 床コンセント ②アップ式 ③フロア形 コンセント容量20A以上、3P以上、防水形はプラグを付ける。 接地極付コンセント(2P15A(E))及び防雨形コンセントのプラグは不要とする。						
	3 使 用 燃 料	・灯油 ②軽油 ③A重油 ④ガス		③ 非常用照明器具	①電池内蔵型 ②電源別置形						
	4 形 式	・屋内形 ②屋外形 ・配電盤別置形 ②配電盤搭載形(オープン形) ・配電盤搭載形(キューピカル形)		④ 照 明 制 御	①人感センサー制御 ②外光(昼光)利用 ・初期照度補正 ③段階調光 ・連続調光 設計照度はJISによる。						
	5 発 电 机	() kVA以上									

特 記

日 付
令和7年12月15日

工事名称 津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事

図面番号
E-3

設計番号

2402

図面名称 電気設備特記仕様書3

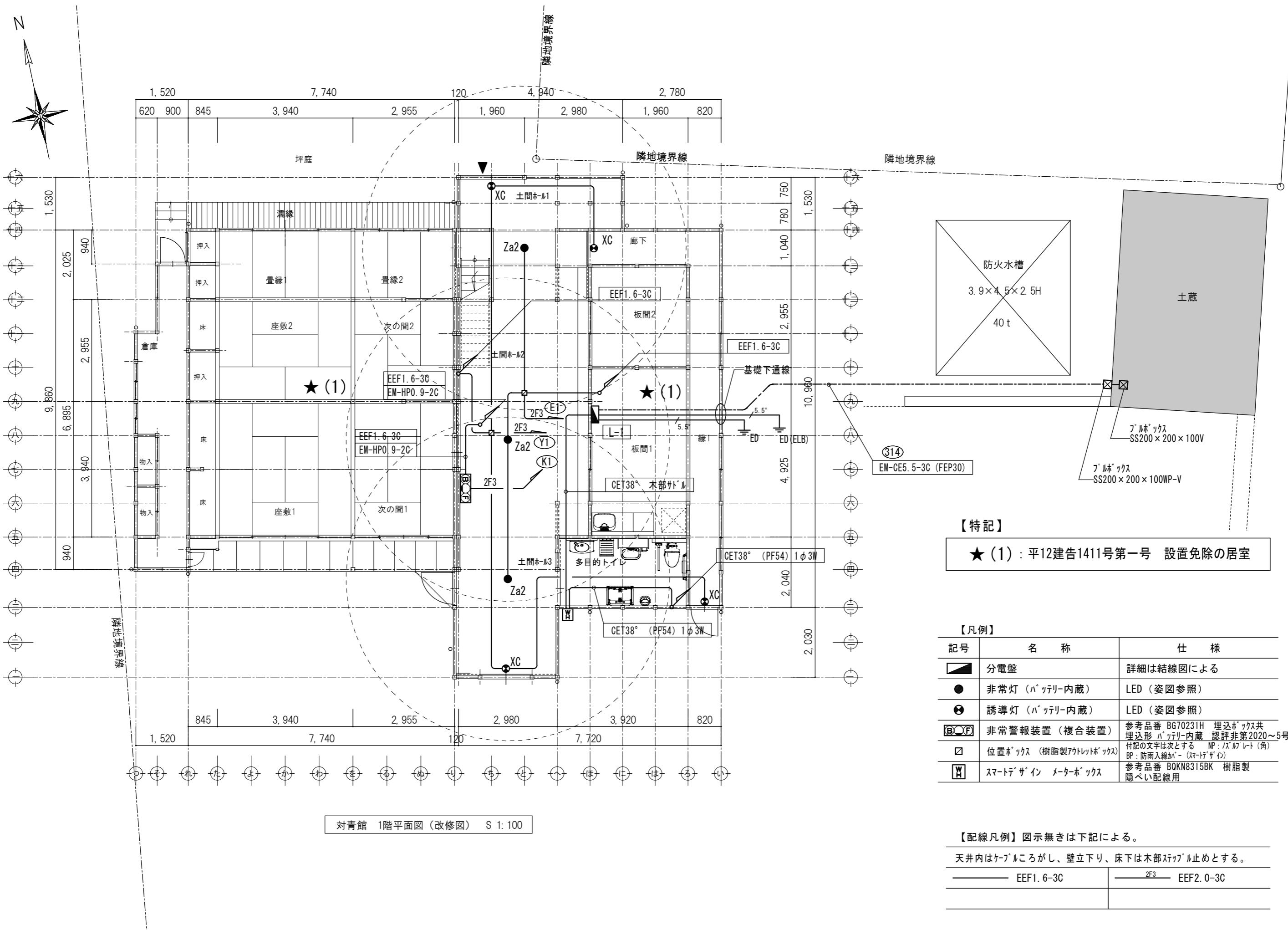
縮尺

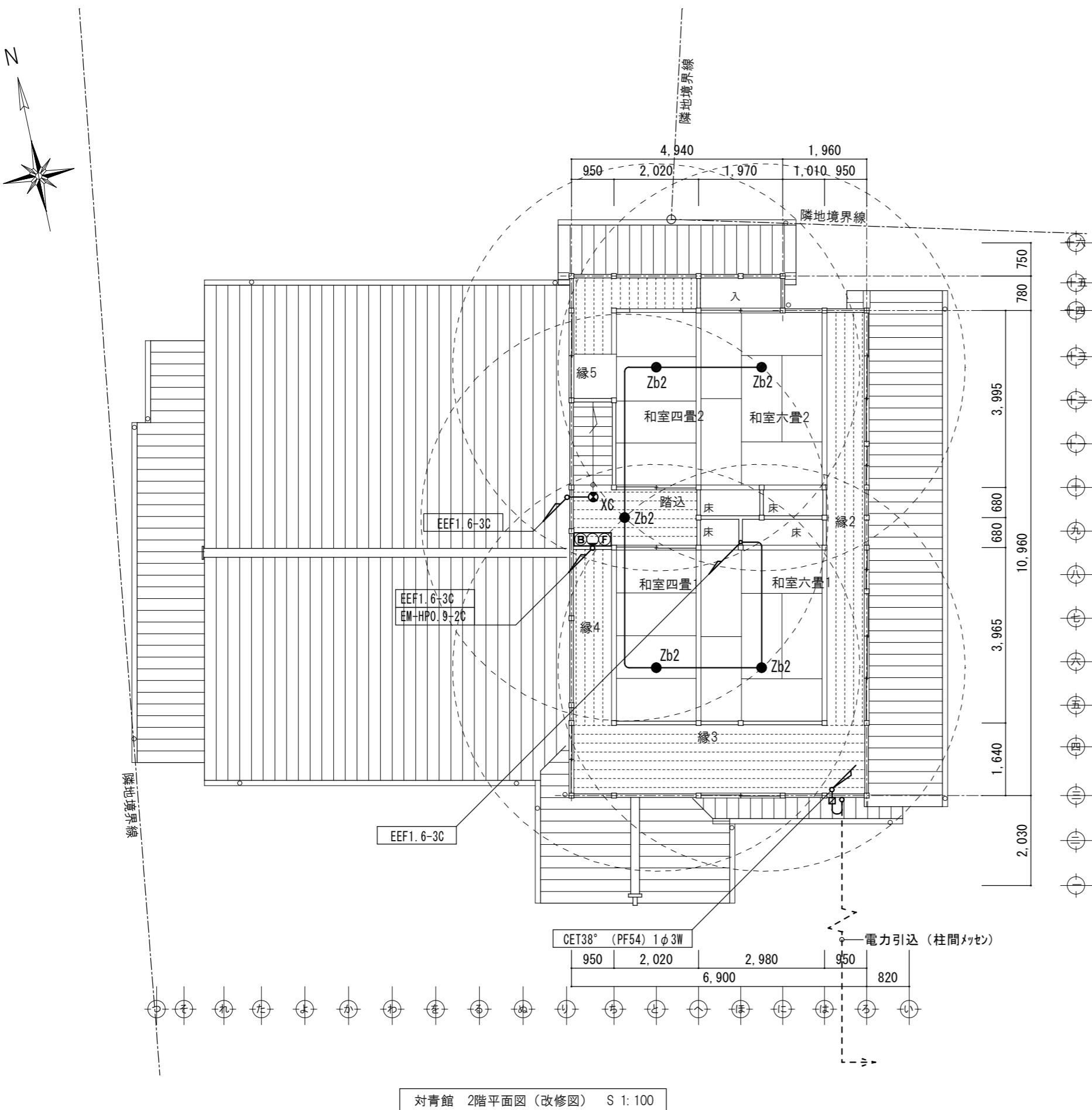
—

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
11 拡声設備	1 放送設備 2 増幅器 3 形式 4 スピーカ 5 放送回路 6 接続	・一般用 Hi形増幅器 (W局) ・ラック形 ・卓上型 ・壁掛け形 ・天井埋込形 一般放送のスピーカは図面に特記な場合は下記による。 壁掛け形 SW1H1-3V0 天井埋込形 SC6H1-1(3)V3M 非常放送の場合は消防法適合品とし、形状は一般放送と同様とする。 時報及び自動放送（体操放送等）は音量調節器を経由した回路とする。（一斉放送回路は使用しない） 卓上型増幅器の場合、増幅器と外部配線（壁ボックス等）の接続は、コネクターによる。	14 テレビ電波障害調査	1 調査仕様 2 調査機関 3 調査内容	図面に記載されていない事項は全て（一社）日本CATV技術協会の「建造物によるテレビ電波障害調査要領」による。 テレビ電波障害の調査は、（一社）日本CATV技術協会による。 ・事前調査 ・中間調査 ・事後調査	16 防犯設備	1 工事範囲 2 警戒方式 3 監視カメラ	・配管 ・配線 ・機器取付 ・監視カメラ ・センサー ・別途機械警備 ・旋回装置 ・モニタ装置 ・録画装置 ・デジタル同軸伝送方式 ・ネットワーク ・アナログ	19 その他の機器取付高	機器取付高 機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督職員の指示により変更することがある。	
12 誘導支援装置	1 音声誘導装置 2 トイレ等呼出装置 3 インターホン種別 4 形式 5 用途	検出部 案内表示部 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識 ・音声 ・音響 呼出ボタンは呼出確認ができるものとし、引き紐付とする。 ・インターホン ・テレビインターホン 親機 子機 ・壁掛け形 ・卓上形 ・点字説明付 ・確認灯付 ・府内連絡 ・外部受付 ・身体障がい者用兼用	15 防災設備	① 種別 1 受信機 2 副受信機 3 発信器、ベル、ランプ 4 消火ポンプ起動 5 非常警報装置 6 予備品等	・自動火災報知設備 ・漏電火災警報器 ・自動閉鎖装置 ② P型1級 ・P型2級 ・R形 ・単独形 ・複合形 () 回線 () 窓 ・単独設置 ・総合盤 ・消火栓ボックスに組込 ・発信器連動 ・起動押しボタン方式 ・消火栓開閉レバー連動（リミットスイッチ） ・複合装置 ・一体形 ・単独設置 標準仕様によるほか下記による 警戒区域図（透明ケースに収納）	17 雷保護設備	1 受雷部システム 2 引下導線システム 3 接地システム 4 保護レベル 5 大地抵抗率の測定	・突針 ・水平導体 ・メッシュ導体 ・棟上げ導体 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 ・板状接地極 ・垂直接地極 ・放射状接地極（水平接地極） ・環状接地極 ・網状接地極 ・構造体利用接地極 ・I ・II ・III ・IV 工事着手時に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。	20 その他の機器取付高	機器取付高 機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督職員の指示により変更することがある。	
13 テレビ共同受信設備	1 アンテナ 2 機器 3 増幅器 4 アンテナマスト 5 アンテナ基礎及びボルト 6 受像端子 7 ブラグ	・UHF ・BS/110°CS ・CS ・FM ・標準図による ・一般品 分歧器、分配器及び直列ユニットは、CS、BS、UHF・FM共用型とする。 ・標準図による ・自立型 ・壁面取付形 ・標準図による ・本工事 ・別途工事 ・本工事 ・別途工事 ・単独 ③ コンセントと同一プレート ・受像端子に付属させる	18 屋外設備	A 構内線路 1 施工方式 2 埋設標 3 ハンドホール 4 地中埋設深さ	・地中配線 ・架空配線 標準図（電力69）により設置する。 ブロックハンドホールとする。 ・GL-600mm () ・GL-300mm ()	21 その他の機器取付高	機器取付高 機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督職員の指示により変更することがある。				
			B 誘導灯等	1 誘導灯の種別 2 誘導標識	① 避難口 ・通路 ・客席 ② 誘導標識 ・避難口 ・通路 誘導標識は所轄の消防署と協議の上、取付とする。	5 支線 6 埋戻し土	ただし、舗装のある場合は、上記によらず舗装下面から300mm以上とする。 埋設深さは、地表面又は路盤下より配管上端までとする。 支線のある場合は支線ガードを設置する。 地中配管の上下50mmを砂又は良質土にて保護を行う。 良質土は、根切り土中の良質土を使用する。	22 その他の機器取付高	機器取付高 機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督職員の指示により変更することがある。		
			C ガス漏れ警報設備	1 警報対象 2 警報方式 3 警報器電源 4 受信機 5 ガス遮断弁 6 予備品等	・LPGas ・都市ガス ・現地警報 ・現地警報及び中央警報 ・遮断弁連動 ・AC100V ・DC24V ・単独 ・火報受信機等と一体 ・本工事 ・別途工事 標準仕様によるほか下記による 警戒区域図（透明ケースに収納）	7 分電盤 8 端子盤 9 コンセント 10 スピーカ 11 時計 12 ポール基礎	・分電盤 ・端子盤 ・コンセント ・スピーカ ・時計 配線用遮断器（トリップ機構無し）をポール内部に設置する。 ・設計図による ・標準図による ・埋込式 ・ベースプレート式	23 その他の機器取付高	機器取付高 機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督職員の指示により変更することがある。		

【分電盤結線図】

盤名 称 形 状 設置場所	電気方式 幹線No./サイズ 主幹容量	単線接続図	開閉器					制御	負荷 容量	負荷名称	備考	
			回路 番号	電圧 (V)	種別	極数	A F					
メーターホーネックス スマートメーター 樹脂製ボックス (多目的トイレ外壁面)	1φ 3W CET38°	積算電力計 (電力会社分) CET38° ※ A										
分電盤 L-1 半埋込型 樹脂製 ハナリック参考品番 BQRF810262相当品加工 参考寸法 W586xH325xD111	(板間2)	Y1 105 MCCB 2P1E 50 20 40 誘導灯 K1 105 MCCB 2P1E 50 20 100 非常警報装置 K2 105 MCCB 2P1E 50 20 100 トイレ呼出表示器 K3 105 MCCB 2P1E 50 20 予備 主幹 210/105 ELCB 3P2E 100 100 E 105 MCCB 2P1E 50 20 40 非常灯 101 105 MCCB 2P1E 50 20 346 1F 板間1,2・廊下・縁 照明・換気扇 102 105 MCCB 2P1E 50 20 350 1F 土間・ホール・玄関・土間外・玄関外 照明・換気扇 103 105 MCCB 2P1E 50 20 490 1F 濡れ縁・畳縁1,2・座敷1,2屋外・次の間1,2・床の間・倉庫 照明・換気扇 104 105 MCCB 2P1E 50 20 456 2F 座敷3,4・縁・次の間3,4・踏込・床 照明・換気扇 201 210 MCCB 2P2E 50 20 805 エアコン ACP-1 (低温最大1,680W) 1階北側板間 202 210 MCCB 2P2E 50 20 1,210 エアコン ACP-2 (低温最大2,490W) 1階南側板間 203 210 MCCB 2P2E 50 20 1,310 エアコン ACP-3 (低温最大2,450W) 1階北側次の間 204 210 MCCB 2P2E 50 20 1,310 エアコン ACP-3 (低温最大2,450W) 1階南側次の間 205 210 MCCB 2P2E 50 20 (想定) 1,210 エアコン用コンセント (将来対応) 2階北側座敷 206 210 MCCB 2P2E 50 20 (想定) 1,210 エアコン用コンセント (将来対応) 2階南側座敷 301 105 MCCB 2P1E 50 20 500 1F 板間2・縁・ホール コンセント 302 105 MCCB 2P1E 50 20 600 1F 板間2 コンセント 303 105 MCCB 2P1E 50 20 1,000 1F 板間2 コンセント 304 105 MCCB 2P1E 50 20 1,000 1F 板間2 コンセント 305 105 MCCB 2P1E 50 20 600 1F 多目的トイレ オストメイトバック 306 105 MCCB 2P1E 50 20 500 1F 多目的トイレ コンセント 307 105 MCCB 2P1E 50 20 600 1F 多目的トイレ コンセント 308 105 MCCB 2P1E 50 20 300 1F 板間1・ホール コンセント 309 105 MCCB 2P1E 50 20 700 1F 土間・土間外・ホール・玄関・玄関外・次の間1 コンセント 310 105 MCCB 2P1E 50 20 300 1F 次の間1,2 コンセント 311 105 MCCB 2P1E 50 20 400 1F 床の間・倉庫 コンセント 312 105 MCCB 2P1E 50 20 500 2F 縁・次の間3・踏込・床 コンセント 313 105 MCCB 2P1E 50 20 500 2F 縁・次の間4・座敷4・床 コンセント 314 105 MCCB 2P1E 50 20 300 土蔵 315 105 MCCB 2P1E 50 20 予備										

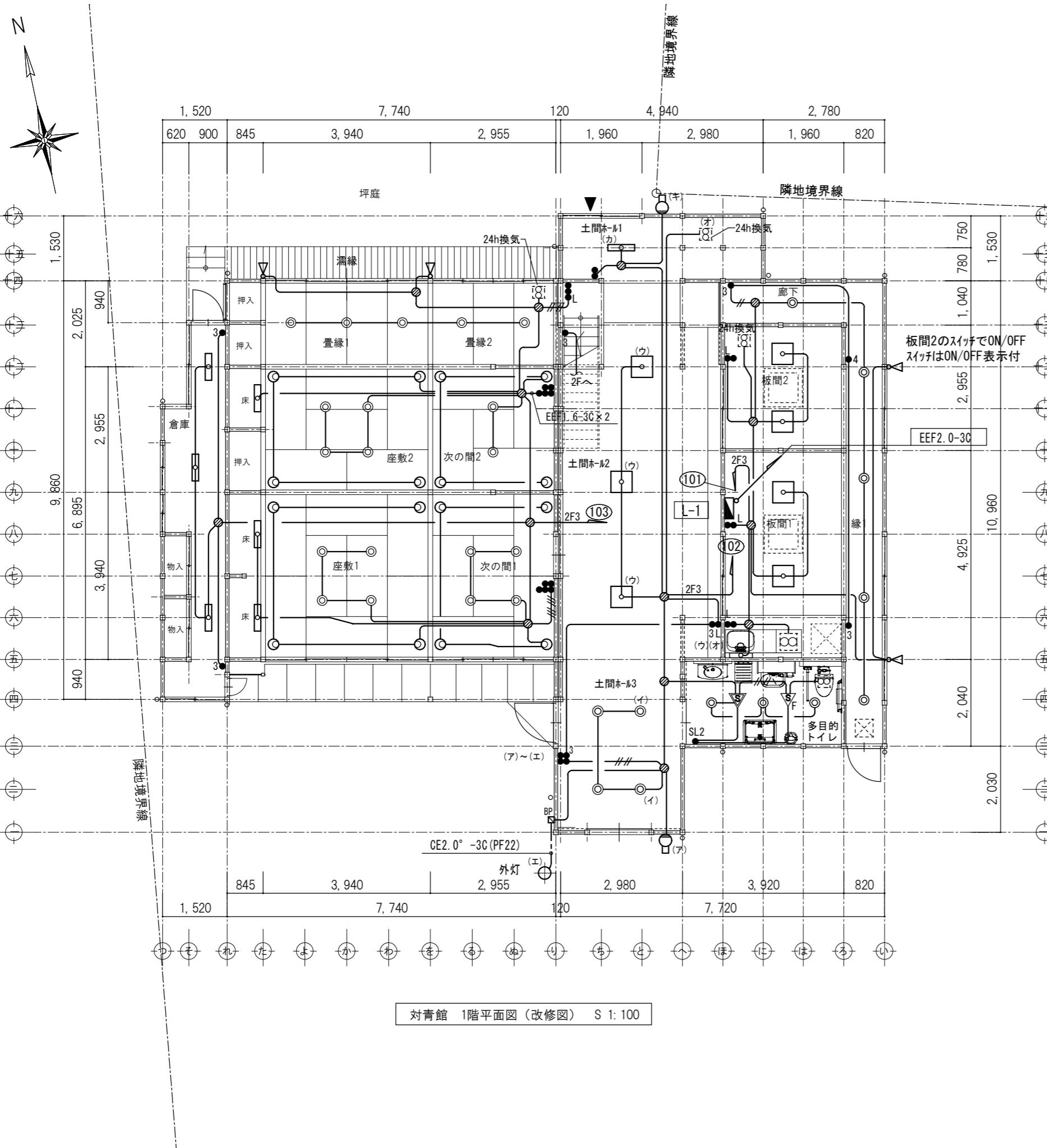




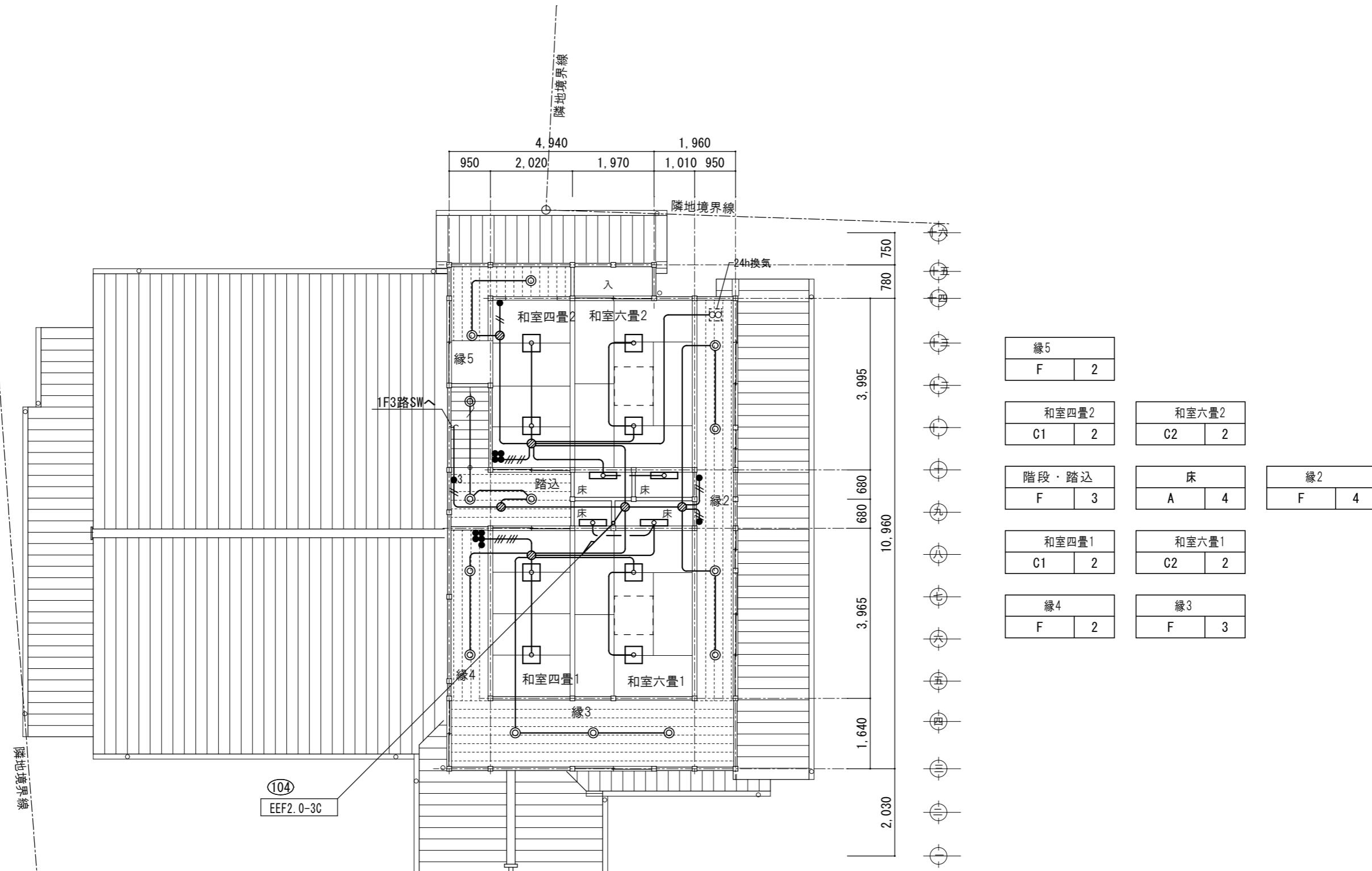
対青館 2階平面図（改修図） S 1: 100

特記	日付 令和7年12月15日	工事名称 津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事	図面番号 E-7
	設計番号 2402	図面名称 対青館 幹線・非常灯・誘導灯・非常警報設備2階配線図(改修図)	

A	参考 : XLX200NELC LE9 電球色3000K 消費電力6w 光束720lm	B	LSS9-2-30LN 昼白色5000K 消費電力21.8w 光束3200lm	C1	参考 : XL663PFTJ LA9 □400 電球色3000K 消費電力19w 光束2240lm	D	参考 : XAD5161L CC1 電球色2700K 消費電力9.9w 光束890lm	E	参考 : XAD3441L CB1 電球色2700K 消費電力8.4w 光束630lm
F	参考 : LGD6201L LE1 電球色2700K 消費電力15.3w 光束1390lm	G	参考 : LGB52085 LE1 昼白色5000K 消費電力12w 光束980lm	H	参考 : LGW40180 LE1 電球色2700K 消費電力5.9w 光束426lm	I	参考 : LGW85082F 電球色2700K 消費電力4.3w 光束274lm	J	参考 : LGWJ56561BF 電球色2700K 消費電力4.3w 光束208lm
K	参考 : XLGE1121 CE1 電球色2700K 消費電力7.7w 光束710lm			XC	SH1-FSF20-C 評定番号 1AS111-3618 LED1.1W (電池内蔵) C級 片面	Za2	K1-LRS11-2 非常灯評定番号 LALE-004 LED1.0W (電池内蔵) 埋込 低天井用	Zb2	参考 : NNFB91405C 非常灯評定番号 LALE-004 LED1.0W (電池内蔵) 埋込 低天井用
防雨型		誘導灯 C級 片面		K0143780 保守率:0.92 取付け高さ 2.4m 2.6m 3.0m 3.5m 4.0m 単体配置 A1 4.6 4.7 4.9 4.6 3.3 直線配置 A2 10.2 10.8 11.9 12.9 12.9 四角配置 A4 8.2 8.7 9.6 10.7 11.7		K0143780 保守率:0.92 取付け高さ 2.4m 2.6m 3.0m 3.5m 4.0m 単体配置 A1 4.6 4.7 4.9 4.6 3.3 直線配置 A2 10.2 10.8 11.9 12.9 12.9 四角配置 A4 8.2 8.7 9.6 10.7 11.7		断熱/遮音施工用	
電球色 (2700K)、Ra83 器具光束710lm、消費電力7.7W、電圧100V 集光タイプ、防雨型、不透過方式 アルミダイカスト (オフブラック) パネル: アクリル (透明) 可動範囲上下110度、回転方向330度									

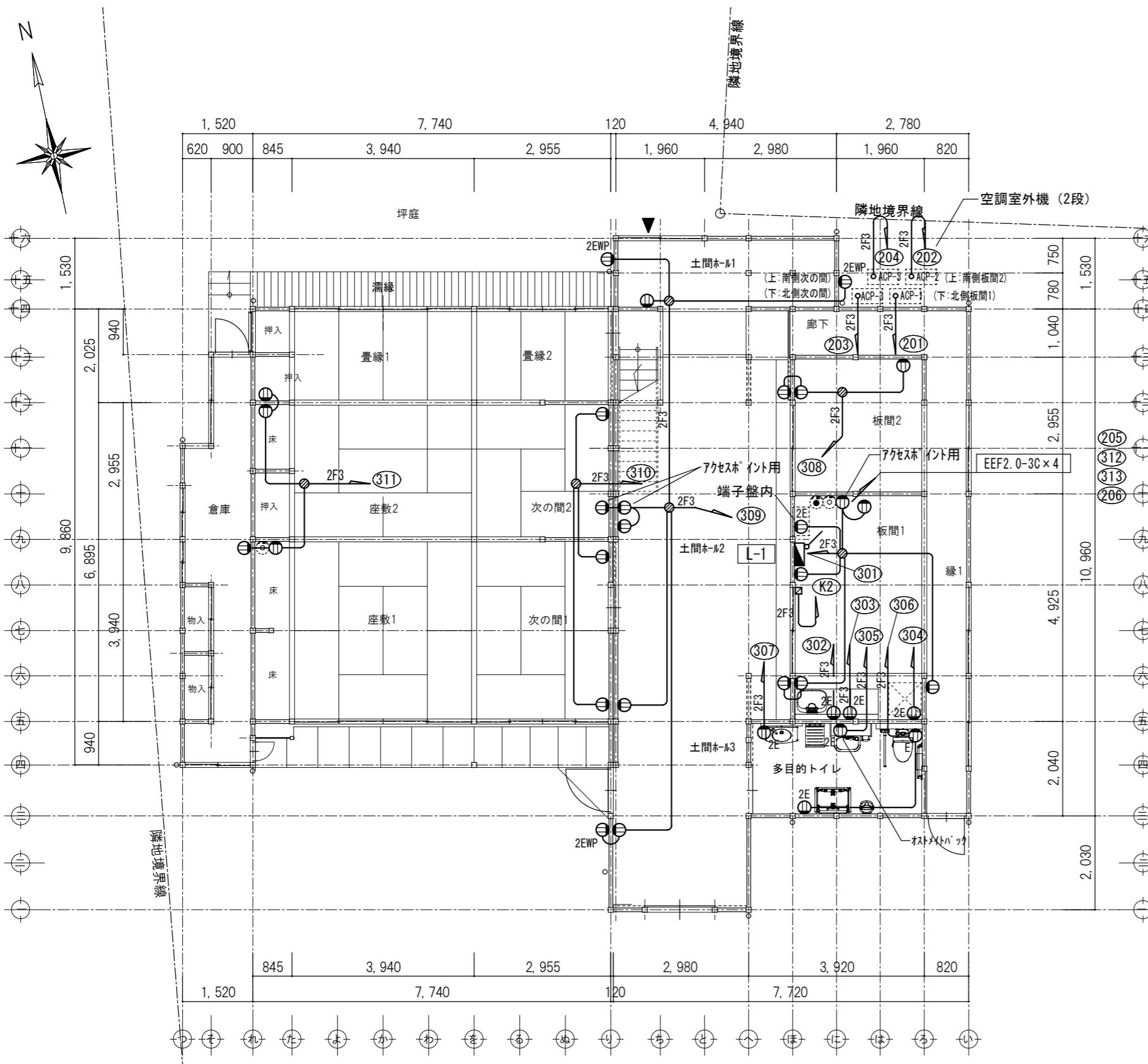


対青館 1階平面図（改修図） S 1: 100



対青館 2階平面図（改修図） S 1: 100

特記	日付 令和7年12月15日	工事名称 津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事	図面番号 E-10
	設計番号 2402	図面名称 対青館 電灯設備 2階平面図（改修図）	縮尺 1 : 100



対青館 1階平面図（改修図） S 1: 100

【凡例】

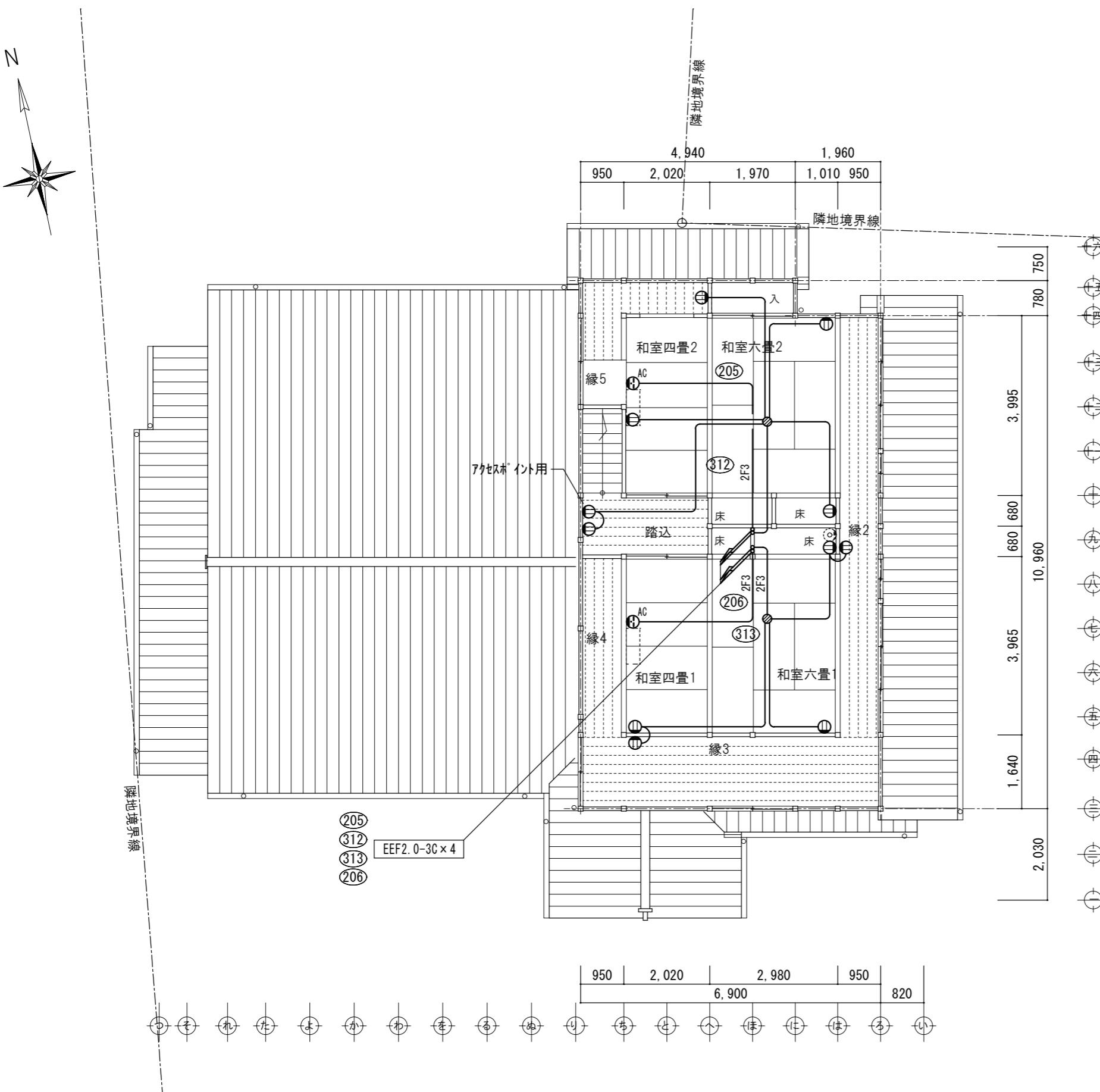
記号	名 称	仕 様
○	コンセント（図示なきは2口とする）	2P15Ax2 (ワイト・スクエアフレート)
○ E	接地極付コンセント	2P15Ax2 E (ワイト・スクエアフレート)
○ 2E	接地極付コンセント	2P15A, Ex2 (ワイト・スクエアフレート)
○ 2EWP	防水コンセント（スマートテザイン）	2P15, Ex2 ET付 パナソニック WK4602 色は打合せによる
○ AC	エアコン用 接地極付コンセント	2P15/20A, E (ワイト・スクエアフレート)
○ AC	200Vエアコン用 接地極付コンセント	2P15/20A, E 250V (ワイト・スクエアフレート)
□	位置ポックス（樹脂製アトレットボックス）	付記の文字は次とする NP: ナチュラル（角） BP: 防雨入線バー（スマートデザイン）
◎	Fケーブル用ジョイントボックス	透明

【配線凡例】図示無きは下記による。

天井内はケーブルころがし、壁立下り、床下は木部行ワッフル止めとする。

2F2	EEF2. 0-2C	2F3	EEF2. 0-3C
2F2	EEF1. 6-2C	2F3	EEF1. 6-3C

※エアコン電源の屋外配線は冷媒用化粧カバーに通線する。



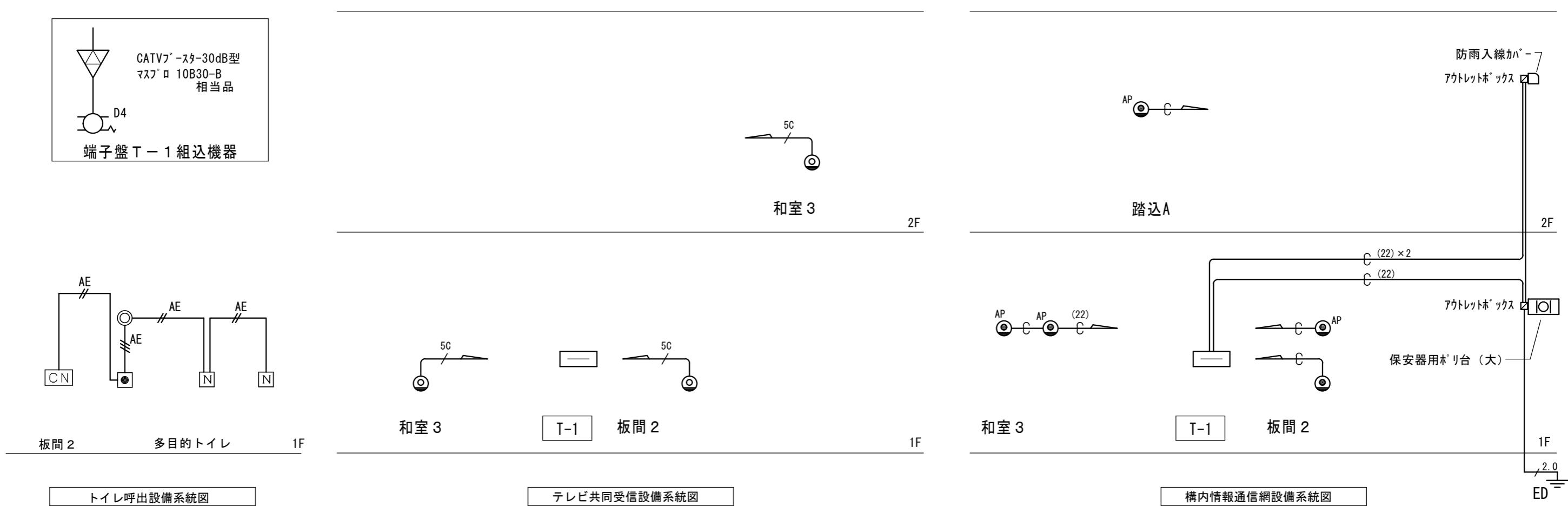
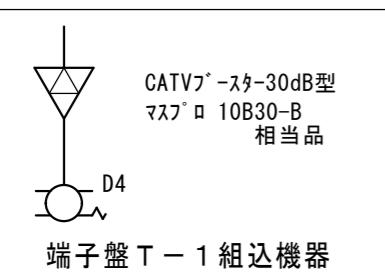
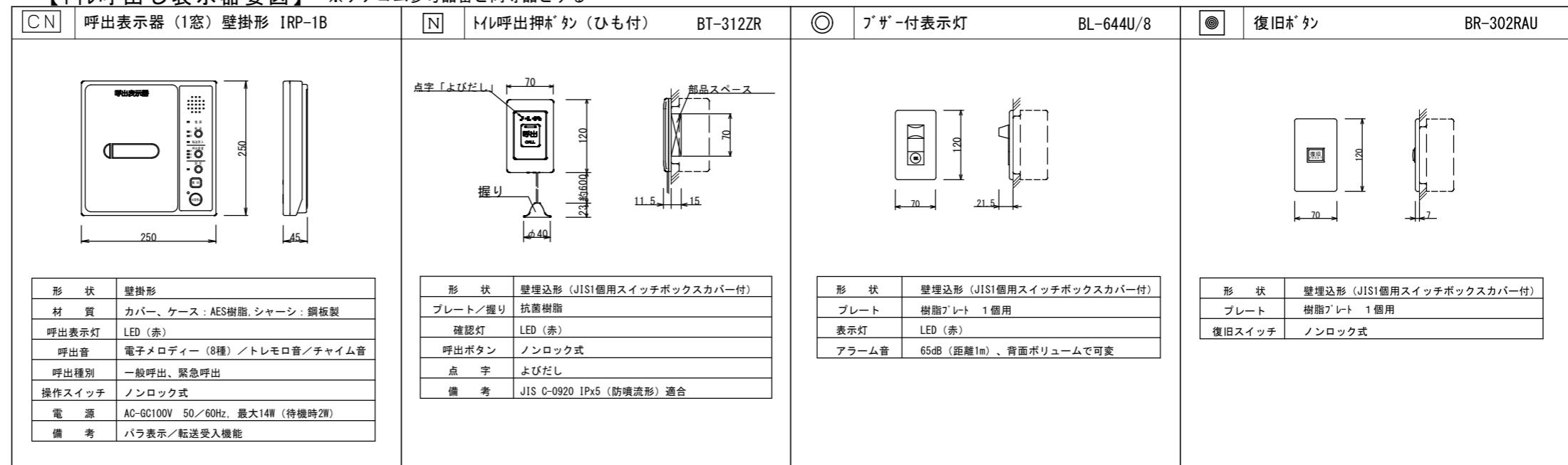
対青館 2階平面図（改修図） S 1: 100

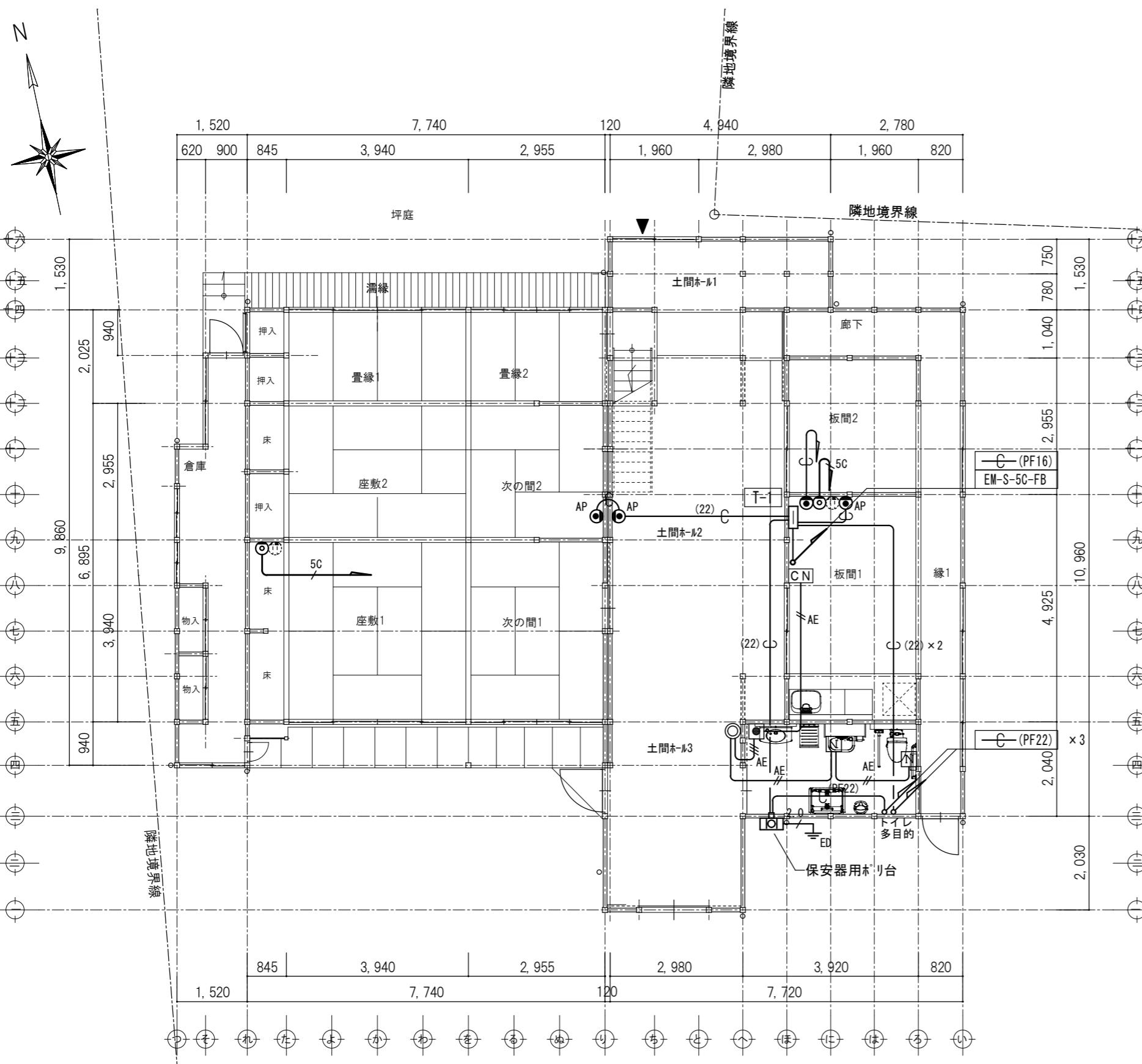
特記	日付 令和7年12月15日	工事名称 津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事	図面番号 E-12
	設計番号 2402	図面名称 対青館 コンセント設備 2階平面図(改修図)	

【端子盤構成表】

	T-1 (露出形)
情報	LANケーブル通線入部×1
電話	端子台10P入部×1
テレビ共聴	ブースタ×1 (30dB) 4分配×1
その他機器	コンセント2P15A. E×2 ×1個
参考BOXサイズ	W644×H325×D124 樹脂製ボックス 日東 HJD-6432相当品

【トイレ呼出し表示器姿図】※ケアコム参考品番と同等品とする





対青館 1階平面図（改修図） S 1: 100

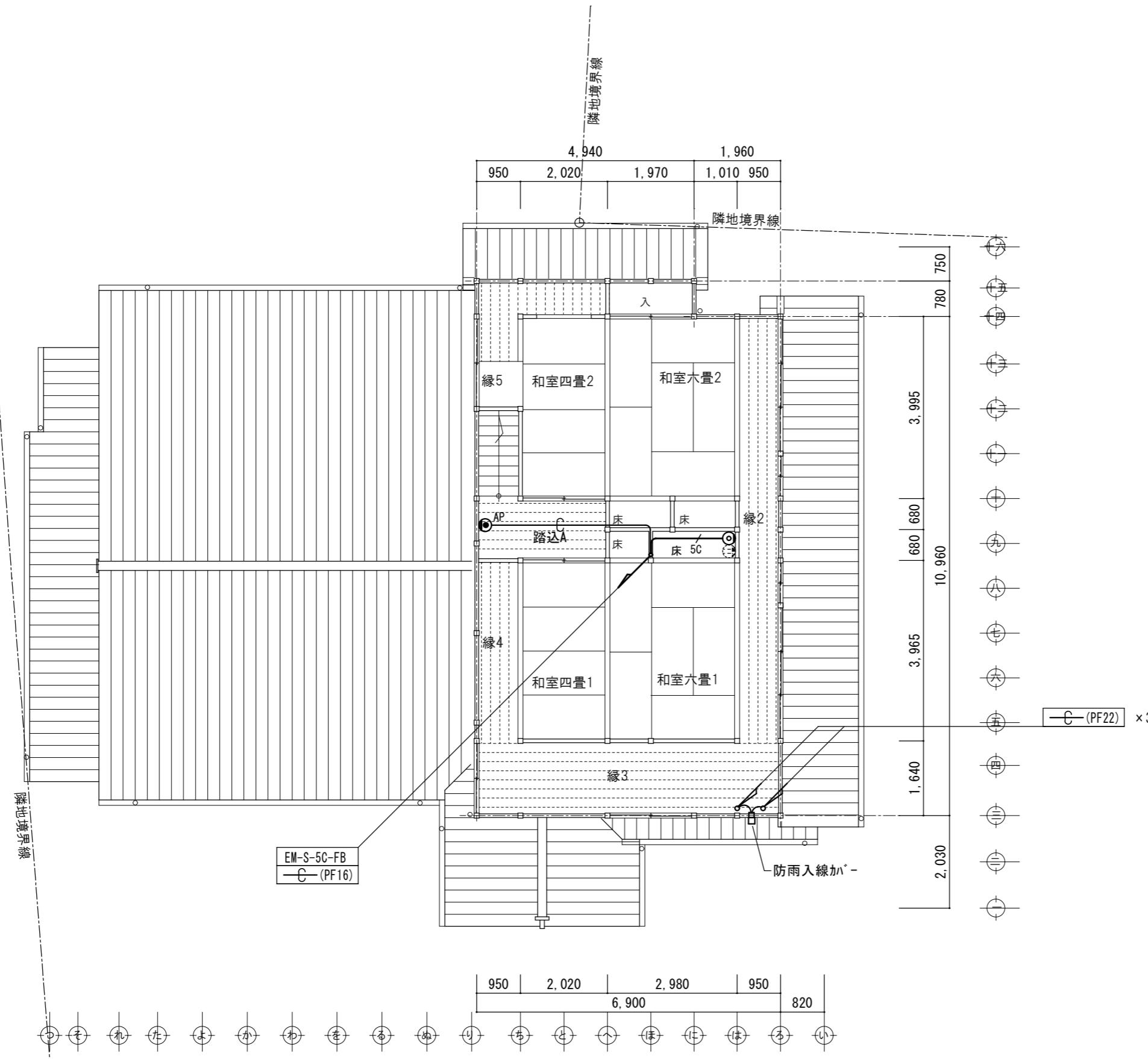
【凡例】

記号	名 称	仕 様
—	端子盤	樹脂製ボックス E-13図参照
○	TEL用フレート	/スルフレート
○TV	テレビ端子	
CN	呼出表示器（1窓）	壁掛け E-19図参照
N	呼出ボタン	ひも付き E-19図参照
○	廊下表示灯	フサ-付き E-19図参照
●	復旧ボタン	E-19図参照
○AP	アクセスポイント用位置ボックス	OBM44+スルフレート

【配線凡例】図示無きは下記による。

天井内はケーブルころがし、壁立下り、床下は木部ステップ止めとする。

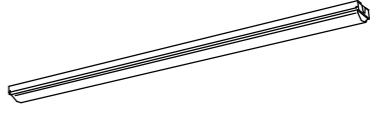
記号	配線	記号	配線
// AE	EM-AE 0.9-2C	/// AE	EM-AE 0.9-3C
/// AE	EM-AE 0.9-2C × 2	C	導入線 (PF16)
/ 5C	EM-S-5C-FB	C (22)	導入線 (PF22)

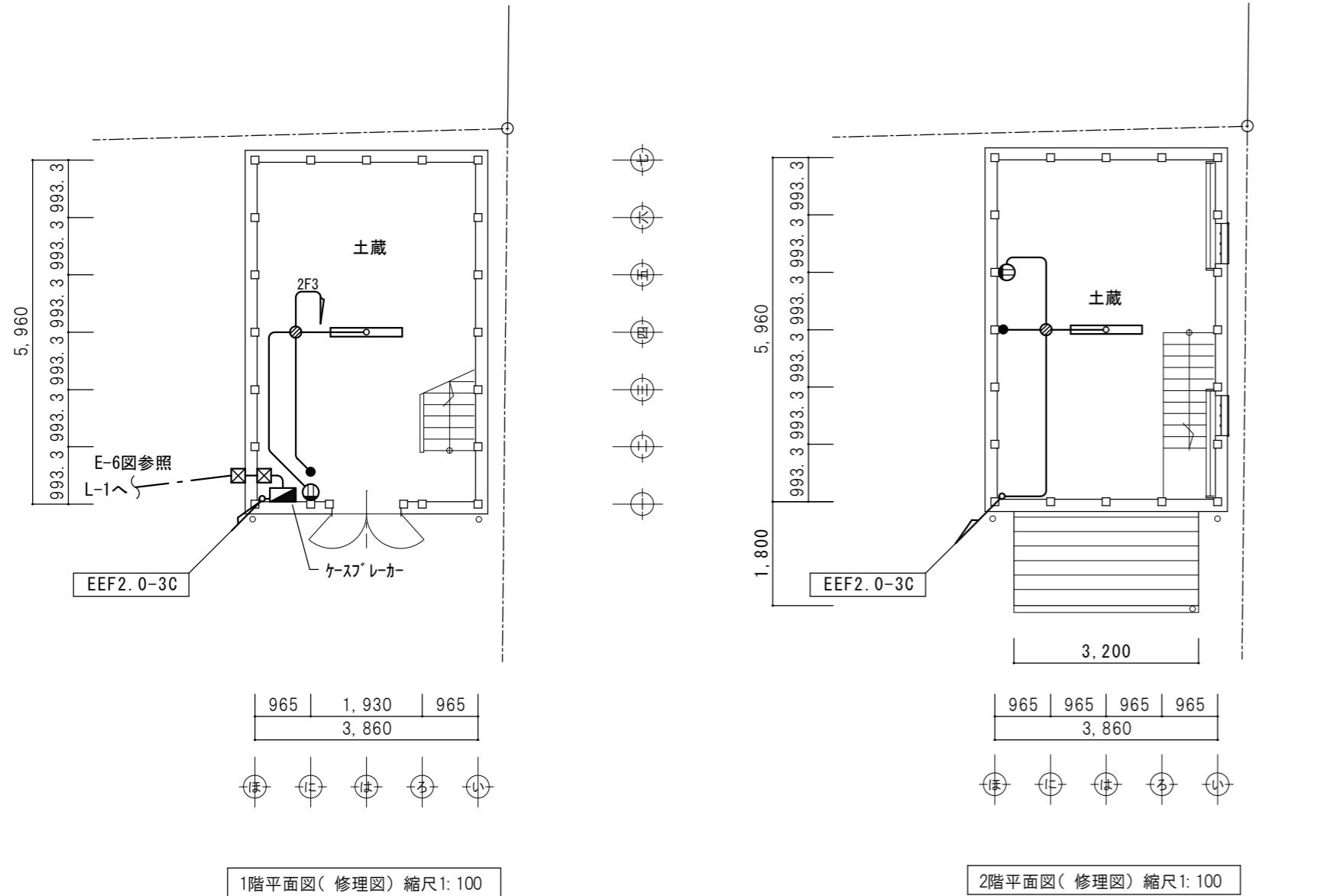


対青館 2階平面図（改修図） S 1: 100

特記	日付 令和7年12月15日	工事名称	津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事	図面番号 E-15
		設計番号	2402	
		図面名称	対青館 弱電設備 2階平面図（改修図）	

【照明器具姿図】品番は参考とし、同等品以上とする

D2	LSS1-4-37 消費電力31.9W 光束4,000lm
 <p>定格出力型、電圧100~242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵</p>	



【凡例】

記号	名 称	仕 様
●	ワイド・スイッチ OFF表示付	フッショON/OFF (ワイド・スクエアーレート)
(○)	コンセント (図示なきは2口とする)	2P15Ax2 (ワイド・スクエアーレート)
■	ケースブレーカー	ELCB2P1E20A×2 参考 BEDS220317
◎	Fケーブル用ジョイントボックス	透明

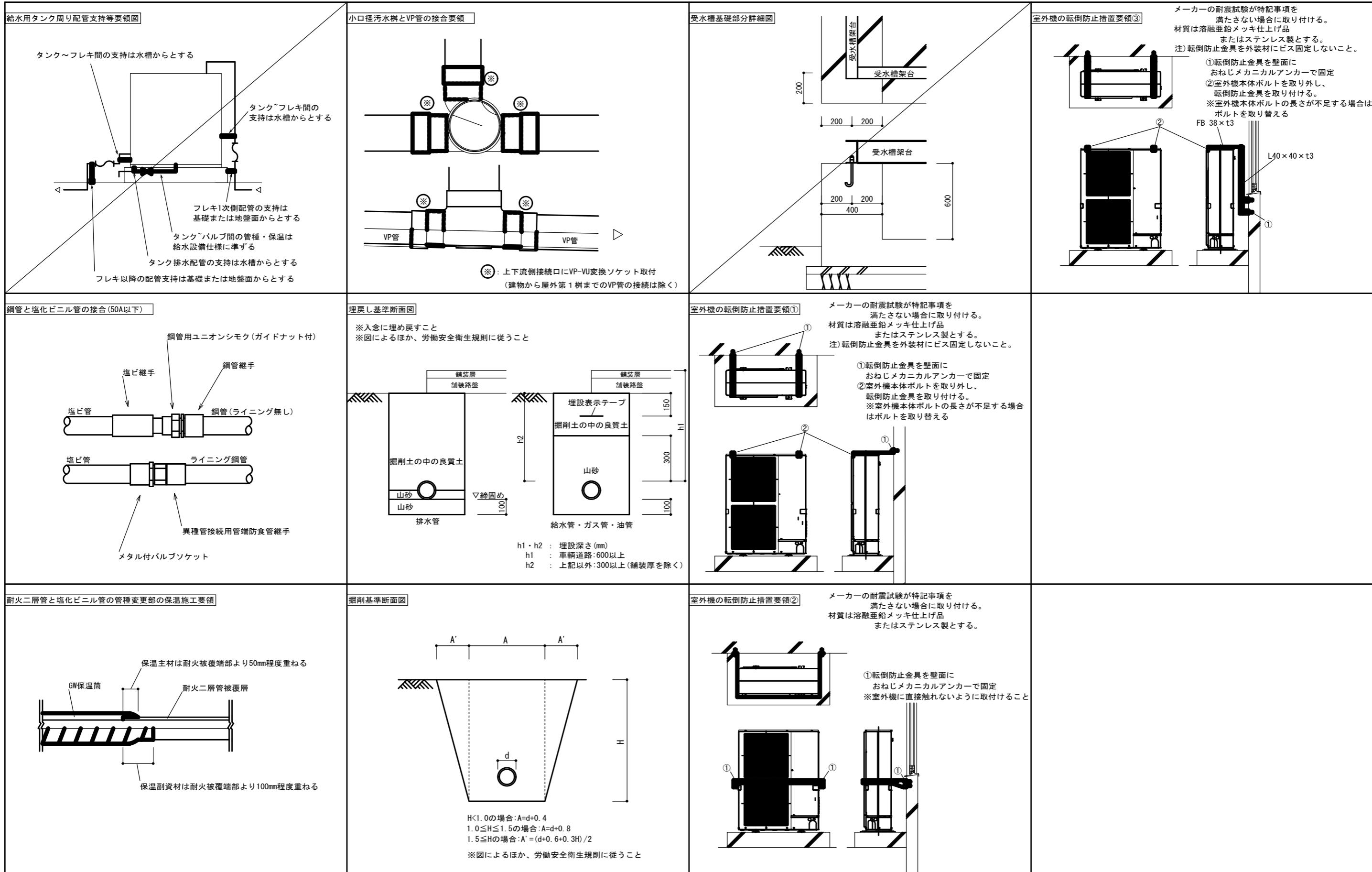
【配線凡例】新設はコ電線とする。隠蔽または木造サドル(ステップル)とする。

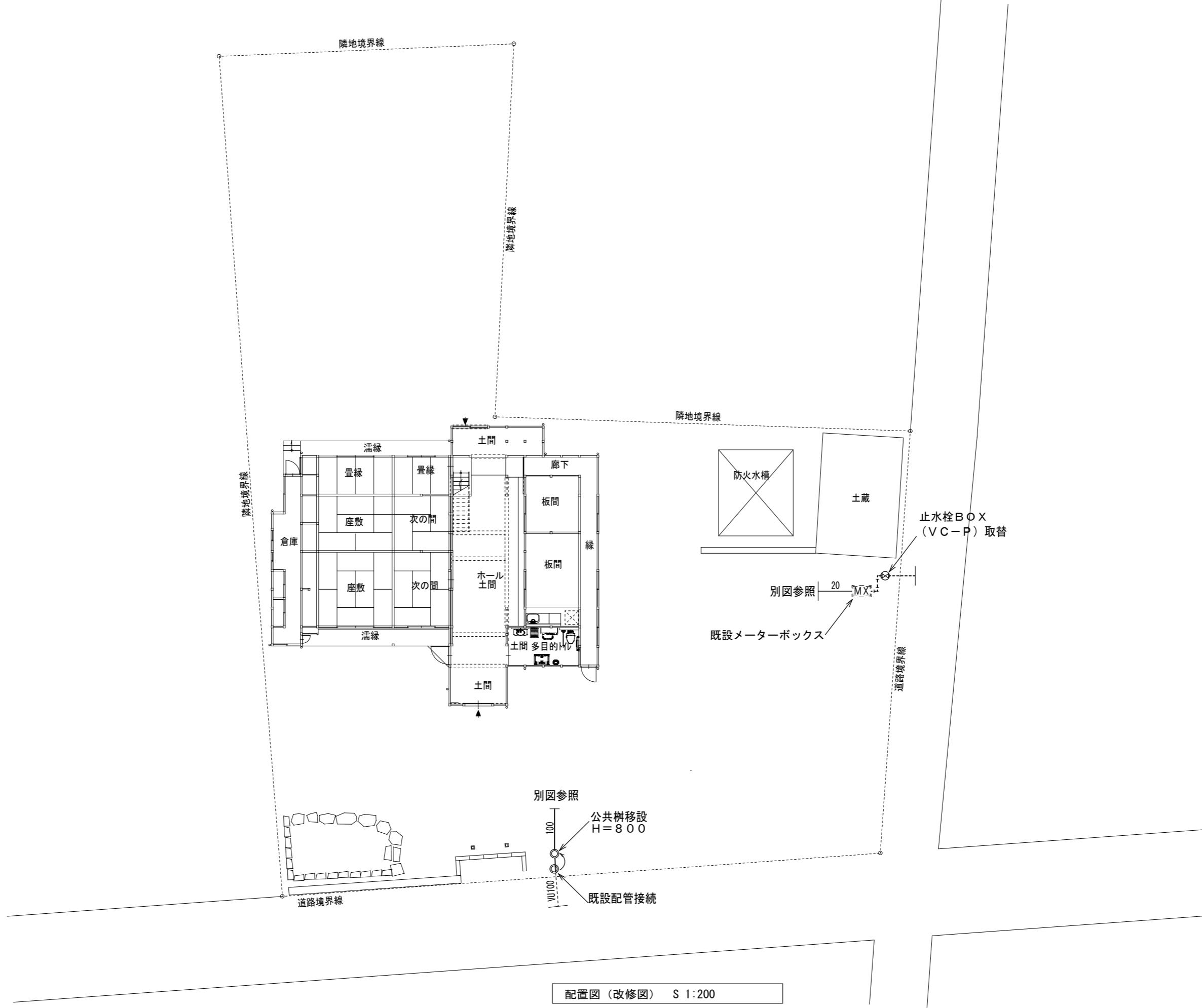
EEF1.6-2C	EEF2.0-2C
EEF1.6-3C	EEF2.0-3C 1C:E
EEF1.6-3C 1C:E	I-E2.0 接地

機械設備工事仕様書																																																																																																																																																								
I 工事概要																																																																																																																																																								
1. 工事場所	島根県鹿足郡津和野町後田口412 他2筆 地内																																																																																																																																																							
2. 地域地区	(都市計画区域内)																																																																																																																																																							
3. 敷地面積	1,042.39 m ²																																																																																																																																																							
4. 建物用途	集会所																																																																																																																																																							
5. 棟別概要																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>建物名称</th> <th>建築種別</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>消防法の区分</th> <th>建築面積(m²)</th> <th>延面積(m²)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>対青館</td><td>修繕</td><td>W造</td><td>2</td><td>(1) 口</td><td>187.68</td><td>256.30</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>倉庫</td><td>修繕</td><td>W造</td><td>1</td><td>(14)</td><td>25.63</td><td>46.00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">合計</td> <td></td> <td>213.31</td> <td>302.30</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										No.	建物名称	建築種別	構造	階数	消防法の区分	建築面積(m ²)	延面積(m ²)			1	対青館	修繕	W造	2	(1) 口	187.68	256.30			2	倉庫	修繕	W造	1	(14)	25.63	46.00			3										4										5										6										7										合計						213.31	302.30																																																							
No.	建物名称	建築種別	構造	階数	消防法の区分	建築面積(m ²)	延面積(m ²)																																																																																																																																																	
1	対青館	修繕	W造	2	(1) 口	187.68	256.30																																																																																																																																																	
2	倉庫	修繕	W造	1	(14)	25.63	46.00																																																																																																																																																	
3																																																																																																																																																								
4																																																																																																																																																								
5																																																																																																																																																								
6																																																																																																																																																								
7																																																																																																																																																								
合計						213.31	302.30																																																																																																																																																	
6. 工事種目	(○印を付したものが該当)																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>衛生器具設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給水設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>排水設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>消火設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給湯設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>浄化槽設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>空調設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主要熱源機器</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>											1	2	3	4	5	6	7			衛生器具設備	○									給水設備	○									排水設備	○									消火設備	○									ガス設備										給湯設備	○									浄化槽設備										空調設備										主要熱源機器																																																				
	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																	
衛生器具設備	○																																																																																																																																																							
給水設備	○																																																																																																																																																							
排水設備	○																																																																																																																																																							
消火設備	○																																																																																																																																																							
ガス設備																																																																																																																																																								
給湯設備	○																																																																																																																																																							
浄化槽設備																																																																																																																																																								
空調設備																																																																																																																																																								
主要熱源機器																																																																																																																																																								
7. 設備概要(改修の場合は工事対象を示す。)(○印を付したものが該当)																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>衛生設備</th> <th>給水方式</th> <th>排水方式</th> <th>放流先</th> <th>汚水</th> <th>排水</th> <th>排水管</th> <th>有り(計画容量:m³)</th> <th>無し</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">給水設備</td><td>水道直結方式</td><td>高置タンク方式</td><td>ポンプ直送方式</td><td>建物内の汚水と雑排水(・合流)</td><td>○分流</td><td></td><td>その他()</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直放流下水管</td><td>浄化槽</td><td>その他()</td><td>直放流下水管</td><td>浄化槽</td><td>その他()</td><td>直放流下水管</td><td>浄化槽</td><td>その他()</td></tr> <tr><td>消防設備</td><td>室内消火栓</td><td>連結送水管</td><td>屋外消火栓</td><td>スプリンクラー</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">ガス設備</td><td>消防用水</td><td>泡消火</td><td>連結散水装置</td><td>フード等用簡易自動消火装置</td><td></td><td></td><td>粉末消火装置</td><td>不活性ガス消火(・窒素)</td><td></td></tr> <tr><td>都市ガス</td><td>種別(MJ/m³)</td><td>液化石油ガス</td><td>都市ガス</td><td>種別(局所式・中央式)</td><td>液化石油ガス</td><td>都市ガス</td><td>種別(電気・都市ガス)</td><td>液化石油ガス</td></tr> <tr><td>給湯設備</td><td>有り(○局所式)</td><td>無し</td><td>○有り(○電気)</td><td>都市ガス</td><td>液化石油ガス</td><td>油灯</td><td>熱源(電気・都市ガス)</td><td>液化石油ガス</td></tr> <tr><td rowspan="3">浄化槽設備</td><td>有り(・合併処理)</td><td>小規模合併処理</td><td>無し</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>空調設備</td><td>空気調和方式</td><td></td><td>○空気調和(・単一ダクト方式)</td><td>各階ユニット方式</td><td>○パッケージ方式</td><td>空気調和(・単一ダクト方式)</td><td>各階ユニット方式</td><td>○パッケージ方式</td></tr> <tr><td rowspan="3">主要熱源機器</td><td>ファンコイルユニット</td><td>ダクト併用方式</td><td>ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機</td><td>鋼製ボイラー</td><td>鉄製ボイラー</td><td>温水発生機(・真空式・無圧式)</td><td>温水発生機(・真空式・無圧式)</td><td>チーリングユニット</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>吸収冷温水機</td><td>吸収冷温水機ユニット</td><td>空気熱源ヒートポンプユニット</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○パッケージ形空気調和機</td><td>マルチパッケージ形空気調和機</td><td>ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機</td><td></td></tr> <tr><td>換気設備</td><td>1種換気</td><td>2種換気</td><td>○3種換気</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>排煙設備</td><td>機械排煙(・有り)</td><td>○無し</td><td></td><td></td><td></td><td>適用法規(・建基法・消防法)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>自動制御設備</td><td>自動制御方式(・電気式・電子式・デジタル式)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										衛生設備	給水方式	排水方式	放流先	汚水	排水	排水管	有り(計画容量:m ³)	無し		給水設備	水道直結方式	高置タンク方式	ポンプ直送方式	建物内の汚水と雑排水(・合流)	○分流		その他()			直放流下水管	浄化槽	その他()	直放流下水管	浄化槽	その他()	直放流下水管	浄化槽	その他()	消防設備	室内消火栓	連結送水管	屋外消火栓	スプリンクラー					ガス設備	消防用水	泡消火	連結散水装置	フード等用簡易自動消火装置			粉末消火装置	不活性ガス消火(・窒素)		都市ガス	種別(MJ/m ³)	液化石油ガス	都市ガス	種別(局所式・中央式)	液化石油ガス	都市ガス	種別(電気・都市ガス)	液化石油ガス	給湯設備	有り(○局所式)	無し	○有り(○電気)	都市ガス	液化石油ガス	油灯	熱源(電気・都市ガス)	液化石油ガス	浄化槽設備	有り(・合併処理)	小規模合併処理	無し							空調設備	空気調和方式		○空気調和(・単一ダクト方式)	各階ユニット方式	○パッケージ方式	空気調和(・単一ダクト方式)	各階ユニット方式	○パッケージ方式	主要熱源機器	ファンコイルユニット	ダクト併用方式	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	鋼製ボイラー	鉄製ボイラー	温水発生機(・真空式・無圧式)	温水発生機(・真空式・無圧式)	チーリングユニット							吸収冷温水機	吸収冷温水機ユニット	空気熱源ヒートポンプユニット							○パッケージ形空気調和機	マルチパッケージ形空気調和機	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		換気設備	1種換気	2種換気	○3種換気							排煙設備	機械排煙(・有り)	○無し				適用法規(・建基法・消防法)				自動制御設備	自動制御方式(・電気式・電子式・デジタル式)								
衛生設備	給水方式	排水方式	放流先	汚水	排水	排水管	有り(計画容量:m ³)	無し																																																																																																																																																
給水設備	水道直結方式	高置タンク方式	ポンプ直送方式	建物内の汚水と雑排水(・合流)	○分流		その他()																																																																																																																																																	
	直放流下水管	浄化槽	その他()	直放流下水管	浄化槽	その他()	直放流下水管	浄化槽	その他()																																																																																																																																															
	消防設備	室内消火栓	連結送水管	屋外消火栓	スプリンクラー																																																																																																																																																			
ガス設備	消防用水	泡消火	連結散水装置	フード等用簡易自動消火装置			粉末消火装置	不活性ガス消火(・窒素)																																																																																																																																																
	都市ガス	種別(MJ/m ³)	液化石油ガス	都市ガス	種別(局所式・中央式)	液化石油ガス	都市ガス	種別(電気・都市ガス)	液化石油ガス																																																																																																																																															
	給湯設備	有り(○局所式)	無し	○有り(○電気)	都市ガス	液化石油ガス	油灯	熱源(電気・都市ガス)	液化石油ガス																																																																																																																																															
浄化槽設備	有り(・合併処理)	小規模合併処理	無し																																																																																																																																																					
	空調設備	空気調和方式		○空気調和(・単一ダクト方式)	各階ユニット方式	○パッケージ方式	空気調和(・単一ダクト方式)	各階ユニット方式	○パッケージ方式																																																																																																																																															
	主要熱源機器	ファンコイルユニット	ダクト併用方式	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	鋼製ボイラー	鉄製ボイラー	温水発生機(・真空式・無圧式)	温水発生機(・真空式・無圧式)	チーリングユニット																																																																																																																																															
						吸収冷温水機	吸収冷温水機ユニット	空気熱源ヒートポンプユニット																																																																																																																																																
						○パッケージ形空気調和機	マルチパッケージ形空気調和機	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機																																																																																																																																																
換気設備	1種換気	2種換気	○3種換気																																																																																																																																																					
排煙設備	機械排煙(・有り)	○無し				適用法規(・建基法・消防法)																																																																																																																																																		
自動制御設備	自動制御方式(・電気式・電子式・デジタル式)																																																																																																																																																							
8. 特記事項(改修の場合は工事対象を示す。)(○印を付したものが該当)																																																																																																																																																								
<p>1. 共通事項</p> <p>(1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築工事標準図(機械設備工事編)令和4年版」(以下「標準図」という)による。</p> <p>ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。</p> <p>(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。</p> <p>2. 特記事項</p> <p>(1) 章及び項目は、番号に○印のついたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、○印を適用する。</p> <p>○印の無い場合は、*印のあるものを適用する。</p> <p>○印と④印のある場合はともに適用する。</p>																																																																																																																																																								
9. 交通安全管理																																																																																																																																																								
10. 工事写真																																																																																																																																																								
11. 技能士の適用	技能士制度の趣旨を十分理解の上、積極的な活用に努めること。																																																																																																																																																							
12. 完成図	下記のものを、竣工後15日以内に提出する。 仕様は、島根県建築工事完成図取扱要領による。																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名・仕様</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>* 塗工図 写真 図 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))</td><td>2部</td></tr> <tr><td>* 施工図 (構造躯体図、設備の配管接続図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))</td><td>2部</td></tr> <tr><td>* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)</td><td>1部</td></tr> </tbody> </table>										品名・仕様	提出部数	* 塗工図 写真 図 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	2部	* 施工図 (構造躯体図、設備の配管接続図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	2部	* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部																																																																																																																																							
品名・仕様	提出部数																																																																																																																																																							
* 塗工図 写真 図 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	2部																																																																																																																																																							
* 施工図 (構造躯体図、設備の配管接続図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	2部																																																																																																																																																							
* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部																																																																																																																																																							
13. 保全に関する資料																																																																																																																																																								
14. 総合試運転調整	製本の取りまとめについては監督職員の指示による。 設計に関するCADデータを貸与するが、著作権者は、津和野町にある。なお、貸与されたデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 ・竣工図と施工図を1冊にまとめる。																																																																																																																																																							
15. 図形表示	書類名 提出部数 建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による) 機器取扱い説明書 機器性能試験成績書及び記管試験等記録 官公署届出書類(完了検査、検査済証を含む) 総合試運転調整測定表 その他監督職員が指示するもの 建築物等の利用に関する説明書の電子データ(CD-R等) * 1部																																																																																																																																																							
16. 電気容量及び機器能力表示																																																																																																																																																								
17. 保温	装置全体の施工完了時に、下記の総合試運転調整を行う。 <table border="1"> <tr><td>○風量調整</td></tr> <tr><td>○水量調整</td></tr> <tr><td>・室内内外空気の温湿度の測定</td></tr> <tr><td>・室内気流及びじんあいの測定</td></tr> <tr><td>・騒音の測定</td></tr> <tr><td>・飲料水の水質検査</td></tr> <tr><td>・一般飲料水適否簡単検査(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく11項目)</td></tr> <tr><td>・一般飲料水適否検査(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく16項目)</td></tr> <tr><td>・水道法施行規則による水質検査</td></tr> <tr><td>・雑用水の水質検査</td></tr> <tr><td>測定期間、測定対象化學物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数は監督職員の指示による。</td></tr> </table>									○風量調整	○水量調整	・室内内外空気の温湿度の測定	・室内気流及びじんあいの測定	・騒音の測定	・飲料水の水質検査	・一般飲料水適否簡単検査(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく11項目)	・一般飲料水適否検査(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく16項目)	・水道法施行規則による水質検査	・雑用水の水質検査	測定期間、測定対象化學物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数は監督職員の指示による。																																																																																																																																				
○風量調整																																																																																																																																																								
○水量調整																																																																																																																																																								
・室内内外空気の温湿度の測定																																																																																																																																																								
・室内気流及びじんあいの測定																																																																																																																																																								
・騒音の測定																																																																																																																																																								
・飲料水の水質検査																																																																																																																																																								
・一般飲料水適否簡単検査(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく11項目)																																																																																																																																																								
・一般飲料水適否検査(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく16項目)																																																																																																																																																								
・水道法施行規則による水質検査																																																																																																																																																								
・雑用水の水質検査																																																																																																																																																								
測定期間、測定対象化學物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数は監督職員の指示による。																																																																																																																																																								
18. 機器類	機器類は、図示する形状及び配管などの取り出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。 型番変更等により参考型番が変更または廃止されている場合、参考型番の同等品とする。																																																																																																																																																							
19. 原則として、電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は図面に記載されている数値以下、機器類の能力及び容量等は表示された数値以上とする。																																																																																																																																																								
20. 保溫	<p>1) 給水管、給湯管、排水管の保溫は下記の部分を除きグラスウール保溫材とし、施工順序は標準仕様書による。</p> <p>①暗渠内及び屋外露出給水管の保溫はポリスチレンフォーム保溫材とする。</p> <p>②多温箇所及び屋内露出排水管の保溫はポリスチレンフォーム保溫材とする。</p> <p>2) スラブ上転がし排水管(耐火二層管を除く)はグラスウール保溫材とし、保溫厚が確保できない場合はグラスウール保溫材同等の性能を有する製品を監督職員の承諾のうえ使用できる。</p> <p>ただし、ユニット付属部は耐火二層管とする。</p> <p>3) 一般ダクトの保溫はグラスウール保溫材とする。</p> <p>4) 機器の保溫はグラスウール保溫材とする。</p> <p>5) 冷媒管に断熱被覆管を使用した場合の外装材は下記による。</p> <p>屋内露出 ○保溫化粧ケース(・樹脂製) ・合成樹脂カバー(・シートタイプ・ジャケットタイプ) 屋外露出 ○保溫化粧ケース ○樹脂製・溶融亜鉛めっき製・ステンレス鋼板製</p> <p>6) 全熱交換ユニットより外気側のダクト ・断熱する・断熱しない</p> <p>7) 合成樹脂カバー(冷媒管以外の管) ○1(シートタイプ)・2(ジャケットタイプ)</p>																																																																																																																																																							

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	
	⑯塗装	1) 下記の部分を除き、原則として塗装を行う。 下記の部分において塗装が必要な場合は図示による。 ①亜鉛めっきされたもので常時隠れられる部分 ②亜鉛めっきされた金属電線管、鋼製架台及び支持金物類 ③主、各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管 ④カラー亜鉛板面 ⑤亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面 ⑥樹脂コーティング等を施したもので、常時隠れられる部分 ⑦アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム-亜鉛板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面 ⑧埋設されるもの（ただし、防食塗装部分を除く） 2) 塗装を施さない部分、箇所 ・倉庫・車庫・駐車場 3) 防錆塗料については国土交通大臣特別評価方法認定品を使用してもよい。 4) 残りねじ部、及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。		⑯他工事との取り合い	1) 梁・壁・床貫通部の補強 補強 ・本工事 ◎ 別途建築工事 2) 天井開口（下地を含む）及び補強 開口 ◎ 本工事・別途建築工事 補強 ・本工事 ◎ 別途建築工事 3) 機器の基礎 ◎ 本工事 (室外機基礎工事) () () () () () () ・別途建築工事 () () () () () () 4) 二次側電源 ◎ 本工事・別途電気設備工事 5) 一次側電源 ◎ 別途電気設備工事・本工事 6) リモコン用配管 ◎ 別途電気設備工事・本工事 7) リモコン用配線 ◎ 本工事・別途電気設備工事 8) リモコン取付け ◎ 本工事・別途電気設備工事 9) その他 ・本工事 () ・別途建築工事 () ()	⑯土工事	1) 埋戻しの種別 ◎ A種・B種・C種・D種 ・(材料: 工法:) 2) 建設発生土の処理 ・構内指定場所に敷ならし ・構内指定場所に堆積 ・現場説明書による 3) 山留め 工法等（軽量矢板） 残置・する *しない 鋼矢板等の抜き跡の処理工法 *砂を充てんする	⑯給水方式	◎ 公共水道直結給水・重力給水（高置タンク方式） ・加圧給水方式 水道事業管理者（水道局又は上下水道課）			
	19.耐震措置	1) 設備機器の固定は、「建築設備耐震・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）2014年版」及び「（一般社団法人）日本エレベーター協会発行の「昇降機耐震設計施工指針（日本建築設備昇降機センター編集）2014年版」による。 建築設備の設計用標準水平震度（Ks）		⑯外壁との取り合い	1) 外壁と設備の取り合い部分（配管等の貫通部を含む）はシーリングを行う。 2) シーリング材は、外壁の種類に応じたものとする。	⑯補修	1) 工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は既存にない補修する。 2) はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。原則として探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法または電磁波レーダ法）とする。	⑯給水設備	◎ 一般配管用 ◎ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA） (JWWA K 116) ・一般配管用ステンレス鋼钢管（JIS G 3448） ・架橋ポリエチレン管（JIS K 6769） ・ボリブテン管（JIS K 6778） ・給水用高密度ポリエチレン管 ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VB） (JWWA K 116) 2) 中水配管用 ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA） (JWWA K 116) 3) 土間配管用 ◎ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP・VP） (JIS K 6742) ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VD） (JWWA K 116) ・給水用高密度ポリエチレン管			
		設置場所	建物の種別	・特定の施設	・一般の施設		30.はつり工事等	31.補修	32.負担金	33.関連他工事	34.特定元方事業者の指名	
		機器種別	重要機器	一般機器	重要機器			35.施工図及び施工計画書	36.事前調査等	37.施工調査	38.木製安全施設製品（県産木材製品）	39.管の接合等
	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0						40.弁
	屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5						41.タンク
		水槽（タンク）類	2.0	1.5	1.5	1.0						42.空気抜き
	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6						43.電気工事
		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0						
		水槽（タンク）類	1.5	1.0	1.0	0.6						
	地階及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4						
		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6						
		水槽（タンク）類	1.5	1.0	1.0	0.6						
		注) 上層階の定義は次による。 2~6階建ての場合は最上階、7~9階建ての場合は上層2階、10~12階建ての場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階										
	2) 重要機器	・水槽類（受水槽、高架水槽） ・給水ポンプ（加圧給水ポンプユニット、揚水ポンプ） ・消火設備機器（消火ポンプユニット、自動消火設備機器、パッケージ形消火設備機器） ・危険物貯蔵装置（オイルタンク、サービスタンク） ・オイルポンプ ・エアコン室外機（ルームエアコンは除く）										
	3) 一般機器	重要機器以外のもので機器重量が1kNを超える機器										
	4) 設計用鉛直地震力	設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。										
	5) エレベーターの耐震クラス	S 14・A 14 エレベーターの設計用標準水平震度（Ks）は標準仕様書による。										
	6) 地域係数	0.9										
	7) あと施工アンカーの引き抜き試験	対象機器は重要機器及び一般機器とする。 試験本数は対象機器1台につき、3本とする。 ただし、エアコン室外機は機器1台につき、1本とする。 試験箇所は監督職員の指示による。 試験方法は引張試験機による引張試験とする 確認強度は対象機器ごとのあと施工アンカー1本に作用する引抜き力以上とする (注) 機器重量が1kN以下の機器は使用するアンカーメーカーの強度試験資料を監督職員に提出し承諾をうけること。										
	⑯耐震施工	1) 機器の耐震施工 ①エアコン室外機の転倒防止措置は図示による。 ②給湯設備機器の設置は「平成24年国土交通省告示第1447号」による。 2) 橫引き配管等は地震時の設計用水平震度及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう建築設備耐震設計・施工指針2014年版によるS A種、A種又はB種耐震支持を行う。 ただし、次の場合を除く。 ①吊り長さが平均0.2m以下、または、4.0A以下の配管（鋼管は2.0A以下） ②吊り長さが平均0.2m以下、または、周長1.0m以下のダクト										
		21.他工事との取り合い										
		22.外壁との取り合い										
		23.配管施工										
		24.支持金物、固定金物										
		25.地中埋設標										
		26.配管名等の表示方法										
		27.機器操作要領の説明板										
		28.足場										
		29.土工事										
		30.はつり工事等										
		31.補修										
		32.負担金										
		33.関連他工事										
		34.特定元方事業者の指名										
		35.施工図及び施工計画書										
		36.事前調査等										
		37.施工調査										
		38.木製安全施設製品（県産木材製品）										
		39.管の接合等										
		40.弁										
		41.タンク										
		42.空気抜き										
		43.電気工事										
		44.マンホールカバー										
		45.電極棒取付材及び電極棒の取付は本工事とする。										
		46.フレキシブルジョイントは（ステンレス製・合成ゴム製）とする。										
		47.屋外に設置するタンクの積雪耐荷重は2kPa以上とする。										
		48.マンホールは、気密性を有する構造とし、断熱性を有するタンクの場合には保温材（二重蓋構造等）とする。										
		49.タンクから排水バルブまでの配管は給水設備に準ずる。										
		50.ドレン配管はタンク本体から支持する。										
		51.空気溜まりを生ずる箇所には、操作の容易な位置に空気抜き装置を設ける。										
		52.電源供給は（本工事・別途電気工事）										
		53.操作、制御回路は本工事とする。（一括警報用無電圧端子付とする）										
		54.ゴム輪接合										
		55.ビニール管の接合方法をゴム輪接合とする場合、継手部には離脱防止金具を使用する。										
		56.ポリエチレン管の接合方法										
		57.50A以下・メカニカル接合・電気融着接合										
		58.75A以上・電気融着接合										
		59.水道用ポリエチレン二層管は50A以下とする。										
		60.給水用高密度ポリエチレン管を使用する場合の配管支持間隔は標準仕様書及びメーカー施工標準のうち短い方を適用する。										
		61.図示なき弁の耐圧は10kPaとする。										
		62.土中配管に使用する弁は埋設用とする。										
		63.給水引き込み部は水道事業者の指定品とする。										
		64.定流量弁（流量固定式・流量調整式）										
		65.マンホールカバーは施錠する。										
		66.電極棒取付材及び電極棒の取付は本工事とする。										
		67.フレキシブルジョイントは（ステンレス製・合成ゴム製）とする。										
		68.屋外に設置するタンクの積雪耐荷重は2kPa以上とする。										
		69.マンホールは、気密性を有する構造とし、断熱性を有するタンクの場合には保温材（二重蓋構造等）とする。										
		70.タンクから排水バルブまでの配管は給水設備に準ずる。										

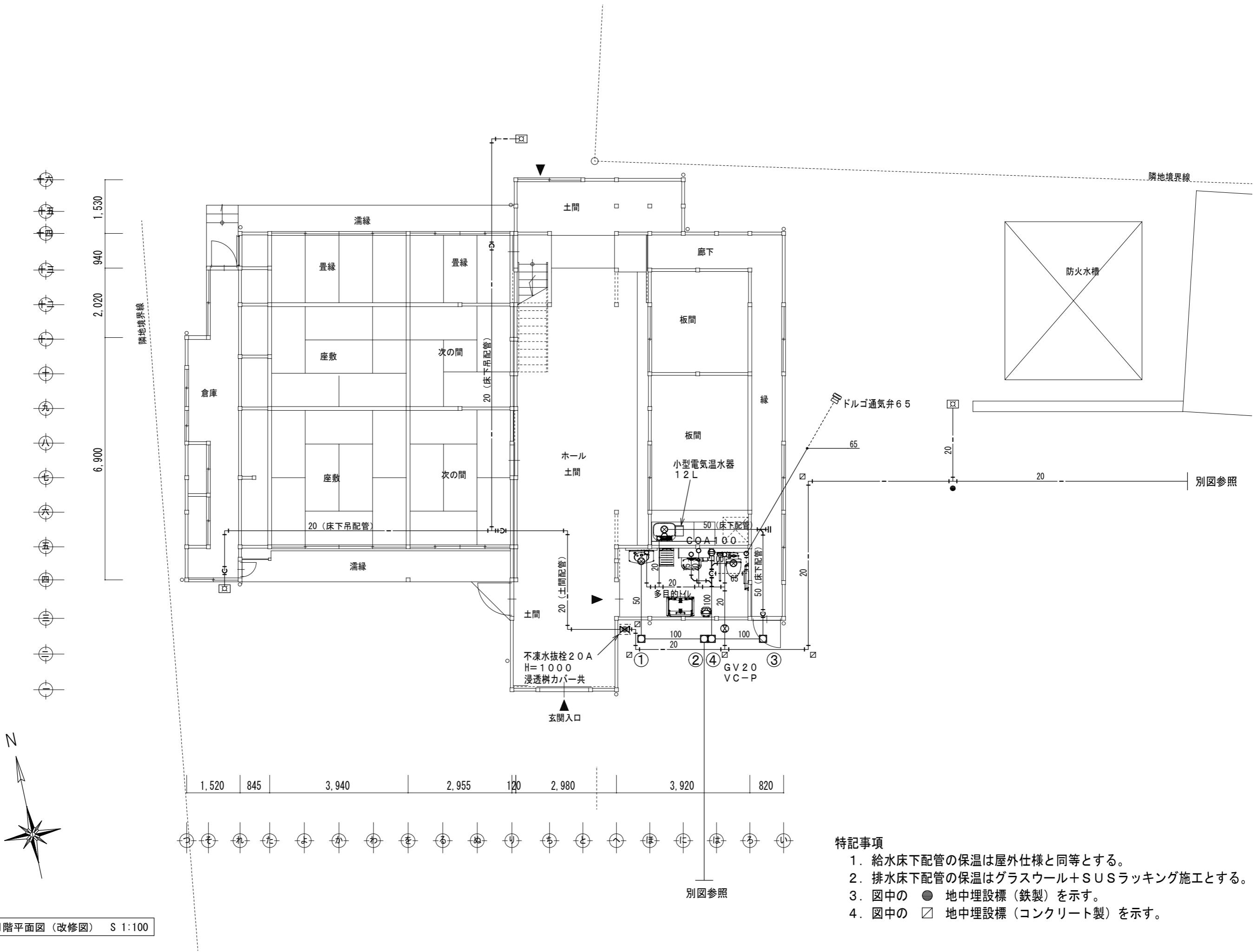
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項			
排水設備	④ 1. 配管材料	1) 屋内汚水管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) - 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA) (WSP 042) - 耐火二層管 (国土交通大臣認定品) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) (JIS K 9798) - 耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (NETIS登録品) 2) 屋内雑排水管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) - 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA) (WSP 042) - 耐火二層管 (国土交通大臣認定品) - 耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (NETIS登録品) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) (JIS K 9798) * 使用箇所は図記による。 3) 屋内通気管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) - 配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) - 耐火二層管 (国土交通大臣認定品) - 耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (NETIS登録品) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) (JIS K 9798) 4) 屋外露出汚水管 - 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) - 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA) (WSP 032) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) (JIS K 9798) 5) 屋外露出雑排水管 - 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) - 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA) (WSP 032) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) (JIS K 9798) 6) 屋外露出通気管 - 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) - 配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) (JIS K 9798) 7) 屋外埋設汚水管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) - 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 (REP-VU) (AS 58) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RS-VU) (JIS K 9797) 8) 屋外埋設雑排水管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) - 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 (REP-VU) (AS 58) - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RS-VU) (JIS K 9797) 9) 建物から屋外第一樹木まではVP管とする。 VP管を接続する場合はVP-VU変換ソケットを使用する。 (建物から屋外第1樹木までのVP管の接続は除く) - ベンドキャップ (VC:アルミ製) ○ 排水用通気 (吸気)弁 (樹脂製)	3. 消火器ボックス 1) 屋外 - 樹脂製 - 2) 屋内 - 図示 -	4. 保温 消火配管の保温仕様は、給水管を準用する。 (施工場所:)	5. 弁の耐圧 図示なき弁の耐圧は10kPaとする。	6. 所轄消防署	⑨ 1. 配管材料 空調設備・換気設備	1) 給水 - 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA) (JWWA K 116) - 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) - 給水用高密度ポリエチレン管 (PWA 005) 2) 冷温水 - 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) - 配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) - 架橋ポリエチレン管 (JIS K 6769) - ポリブテン管 (JIS K 6778) (注) 架橋ポリエチレン管及びポリブテン管はファンコイルユニット機器接続部のみに使用する。 - 空調配管用高性能ポリエチレン管 (NETIS登録品) 3) 冷却水 - 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) - 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA) (JWWA K 116) - 配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) - 給水用高密度ポリエチレン管 (PWA 005) 4) 蒸気給気 - 配管用炭素鋼管 (SGP黒) (JIS G 3452) 5) 油 - 配管用炭素鋼管 (SGP黒) (JIS G 3452) - ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469) 6) 蒸気運管 - 圧力配管用炭素鋼管 (STPG 370 黒S ch 40) (JIS G 3454) 7) 冷媒 ○ 冷媒用断熱材被覆鋼管 (ポリエチレン保溫材 (難燃性)) (JCDA 0009) 8) ドレン - 配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741) - 空調ドレン用結露防止層付硬質塩化ビニル管 9) 60Su以下のステンレス鋼管継手は一般配管用ステンレス鋼管の管締手性能基準による継手とする。75Su以上のステンレス鋼管継手はハウジング継手とする。	12. 弁の耐圧 図示なき弁の耐圧は5kPaとする。	13. 空調用流体の水質基準 日本冷凍空調工業会 (冷凍空調機器用水質ガイドライン)による。	14. 高調波対策 定格電流値が20Aを超える機器は高調波対策を施す。			
	消火設備	⑤ 1. 消火機器	○ 消火器 (蓄圧式) - 1号消火栓 - 2号消火栓 - 広範囲型2号消火栓 - 易操作1号消火栓 - 屋外消火栓 - 連結送水管 - スプリンクラー - パッケージ型消火器 - (仕様は図示による)	1. 配管材料 ガス設備	1) 屋内一般 - 配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) - ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469) 2) コンクリート埋込 - 配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS G 3452) - ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469) 3) 土中埋設 - ガス用ポリエチレン管 (JIS K 6774) - ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469) 4) ガスマーティー - ガス事業者貸与 (配管はメーターユニオンまで本工事) - 買取 5) ガスコック 1) 過流出安全装置付とする。 2) ゴムキャップ付とする。 3) ボックスコックは押回しカチットタイプとする。 6) その他 1) 配管には必要に応じ水抜装置を取付ける。 2) 都市ガス工事はガス事業者の指定業者の施工とする。 3) 実験用高圧ガスは請負者の責任施工とする。 4) ガス器具はガス事業者認定品 (都市ガス) とする。 5) ガス器具は検定合格品 (液化石油ガス) とする。 6) 都市ガスはガス供給事業者の供給約款による。	6. その他の配管	7. 配管材料 給湯設備	1) 給湯配管 - 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) (JIS K 140) - 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) - 銅管 (JIS H 3300) - 被覆鋼管 (JIS H 3300) - 架橋ポリエチレン管 (JIS K 6769) - ポリブテン管 (JIS K 6778) 2) 油配管 - 配管用炭素鋼管 (SGP黒) (JIS G 3452) - ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469)	2. 管の接合等 3. フレキシブルジョイント 4. 空気抜き	1) 給水用高密度ポリエチレン管、空調配管用高性能ポリエチレン管を使用する場合の配管支持間隔は標準仕様書及びメーカー施工標準のうち短い方を適用する。 2) 架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の支持間隔は標準仕様書によるほか、メーカーの示す施工方法に準じ分岐部及び曲がり部においても適切に固定する。 ステンレス製ベローズ形とする。	11. 配線材料 電気設備	1. 配線材料 2. 機器取付高 3. 再使用機器 4. 予備配管	図示による。	
		排水設備	③ 通気口	- ベンドキャップ (VC:アルミ製) ○ 排水用通気 (吸気)弁 (樹脂製)	3. 電気工事 4. 弁の耐圧 5. 空気抜き	6. その他の配管	7. 配管材料 8. 給湯設備	1) 電気供給 ○ 別途電気設備工事 - 本工事 2) 操作、制御回路は本工事とする。 (一括警報用無電圧接点付とする)	1) 長方形ダクトの製作 - アングルフランジ工法 - コーナーボルト工法 (共板フランジ - スライドオンフランジ) ただし、長辺が1500mmを超えるもの及び、最大静圧が500Paを超えるものはアングル工法とする。 2) 円形ダクト ○ 垂鉛板製 (スパイラルダクト) - 硬質塩化ビニル製 (VU管) 3) 防火区画貫通部の施工 貫通する部分の前後150mm以上を1.6mmの鋼板製とする。	1. 配線材料 2. 機器取付高 3. 再使用機器 4. 予備配管	機器の取付高は下記を標準とする。ただし監督職員の指示により変更することがある。 1) スイッチ 1,300mm (床面～中心)			
			排水設備	4. マンホール蓋	1) マンホール蓋は鎖付とする。 2) 塗装はSHASE-S 209による。 3) マンホール用手かぎを1組納品する。	5. 下水道事業管理者 -	6. その他の配管	7. 配管材料 8. 給湯設備	1) 電気供給 ○ 別途電気設備工事 - 本工事 2) 操作、制御回路は本工事とする。 (一括警報用無電圧接点付とする)	1) 長方形ダクトの製作 - アングルフランジ工法 - コーナーボルト工法 (共板フランジ - スライドオンフランジ) ただし、長辺が1500mmを超えるもの及び、最大静圧が500Paを超えるものはアングル工法とする。 2) 円形ダクト ○ 垂鉛板製 (スパイラルダクト) - 硬質塩化ビニル製 (VU管) 3) 防火区画貫通部の施工 貫通する部分の前後150mm以上を1.6mmの鋼板製とする。	1. 配線材料 2. 機器取付高 3. 再使用機器 4. 予備配管	取外し再使用する機器は清掃及び絶縁抵抗測定の上取付ける。		
				排水設備	5. 下水道事業管理者	-	9. その他の配管	10. 吹出口、吸入口 11. 配線材料 12. 機器取付高 13. 再使用機器 14. 予備配管	1) 長方形ダクトの製作 - アングルフランジ工法 - コーナーボルト工法 (共板フランジ - スライドオンフランジ) ただし、長辺が1500mmを超えるもの及び、最大静圧が500Paを超えるものはアングル工法とする。 2) 円形ダクト ○ 垂鉛板製 (スパイラルダクト) - 硬質塩化ビニル製 (VU管) 3) 防火区画貫通部の施工 貫通する部分の前後150mm以上を1.6mmの鋼板製とする。	1. 配線材料 2. 機器取付高 3. 再使用機器 4. 予備配管	壁内に埋込みとなる分電盤、端子盤等には予備配管として、E 25×2又はP 22×2を設置する。 1) 天井スラブの場合 天井又は梁下20cmまで立上げ、ボックス止めとする 2) 二重天井の場合 配管を天井内まで立上げる			
					排水設備	⑤ 2. 配管材料	1) 隠べい、露出部分 - 配管用炭素鋼管 (SGP白) (JIS K 3452) 2) 土中埋設 - 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (SGP-VS) (WSP 041) - 消火設備配管用高性能ポリエチレン管 (PL 060号) (注) 性能認定品以外を使用する場合は消防法施行令第32条による申請を行う。	1. 处理種別及び方式 2. 人槽算定式 3. その他の配管	12. 弁の耐圧 図示なき弁の耐圧は5kPaとする。	13. 空調用流体の水質基準 日本冷凍空調工業会 (冷凍空調機器用水質ガイドライン)による。	14. 高調波対策 定格電流値が20Aを超える機器は高調波対策を施す。	図示による。		
						排水設備	⑤ 3. その他の配管	図示による	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類	1) 柄及びスリットの材質はアルミニウム製とする。 2) 着色 ○ する - しない サプライチャンバー、リターンチャンバー等には点検口 (450×600) を取り付ける。 外壁に面するガラリに設けるチャンバーは有効なドレン装置を設置すること。 - 図示による。 - フィルター装着枚数の (- 100% - %) ただし、ルームエアコン、パッケージ形マルチ室内機、カセット形全熱交換器、カセット形ファンコイルを除く。 煙道内の排気流速が安定している直管部分に80φのものを取り付けること。 着色 ○ する - しない	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類	図示による。		
							排水設備	⑤ 4. その他の配管	図示による	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類	1) 柄及びスリットの材質はアルミニウム製とする。 2) 着色 ○ する - しない サプライチャンバー、リターンチャンバー等には点検口 (450×600) を取り付ける。 外壁に面するガラリに設けるチャンバーは有効なドレン装置を設置すること。 - 図示による。 - フィルター装着枚数の (- 100% - %) ただし、ルームエアコン、パッケージ形マルチ室内機、カセット形全熱交換器、カセット形ファンコイルを除く。 煙道内の排気流速が安定している直管部分に80φのものを取り付けること。 着色 ○ する - しない	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類	図示による。	
								排水設備	⑤ 5. その他の配管	図示による	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類	1) 柄及びスリットの材質はアルミニウム製とする。 2) 着色 ○ する - しない サプライチャンバー、リターンチャンバー等には点検口 (450×600) を取り付ける。 外壁に面するガラリに設けるチャンバーは有効なドレン装置を設置すること。 - 図示による。 - フィルター装着枚数の (- 100% - %) ただし、ルームエアコン、パッケージ形マルチ室内機、カセット形全熱交換器、カセット形ファンコイルを除く。 煙道内の排気流速が安定している直管部分に80φのものを取り付けること。 着色 ○ する - しない	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類	図示による。
									排水設備	⑤ 6. その他の配管	図示による	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類	1) 柄及びスリットの材質はアルミニウム製とする。 2) 着色 ○ する - しない サプライチャンバー、リターンチャンバー等には点検口 (450×600) を取り付ける。 外壁に面するガラリに設けるチャンバーは有効なドレン装置を設置すること。 - 図示による。 - フィルター装着枚数の (- 100% - %) ただし、ルームエアコン、パッケージ形マルチ室内機、カセット形全熱交換器、カセット形ファンコイルを除く。 煙道内の排気流速が安定している直管部分に80φのものを取り付けること。 着色 ○ する - しない	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類
排水設備										⑤ 7. その他の配管	図示による	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類	1) 柄及びスリットの材質はアルミニウム製とする。 2) 着色 ○ する - しない サプライチャンバー、リターンチャンバー等には点検口 (450×600) を取り付ける。 外壁に面するガラリに設けるチャンバーは有効なドレン装置を設置すること。 - 図示による。 - フィルター装着枚数の (- 100% - %) ただし、ルームエアコン、パッケージ形マルチ室内機、カセット形全熱交換器、カセット形ファンコイルを除く。 煙道内の排気流速が安定している直管部分に80φのものを取り付けること。 着色 ○ する - しない	1. 吹出口、吸入口 2. 点検口 3. チャンバー 4. 予備フィルター 5. ばい煙測定口 6. 屋外フード類
	排水設備</td													





衛生器具リスト表

樹リスト表

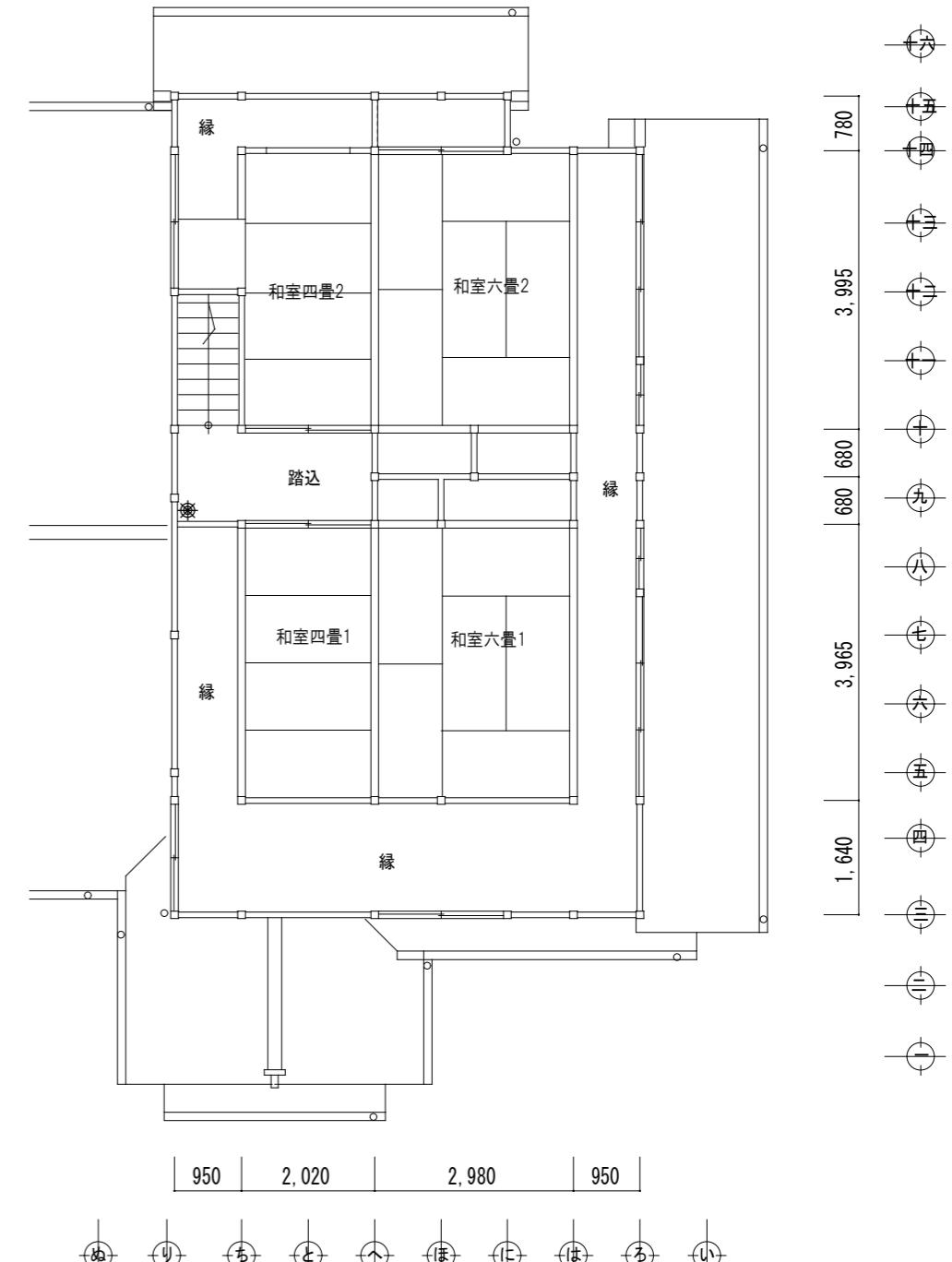
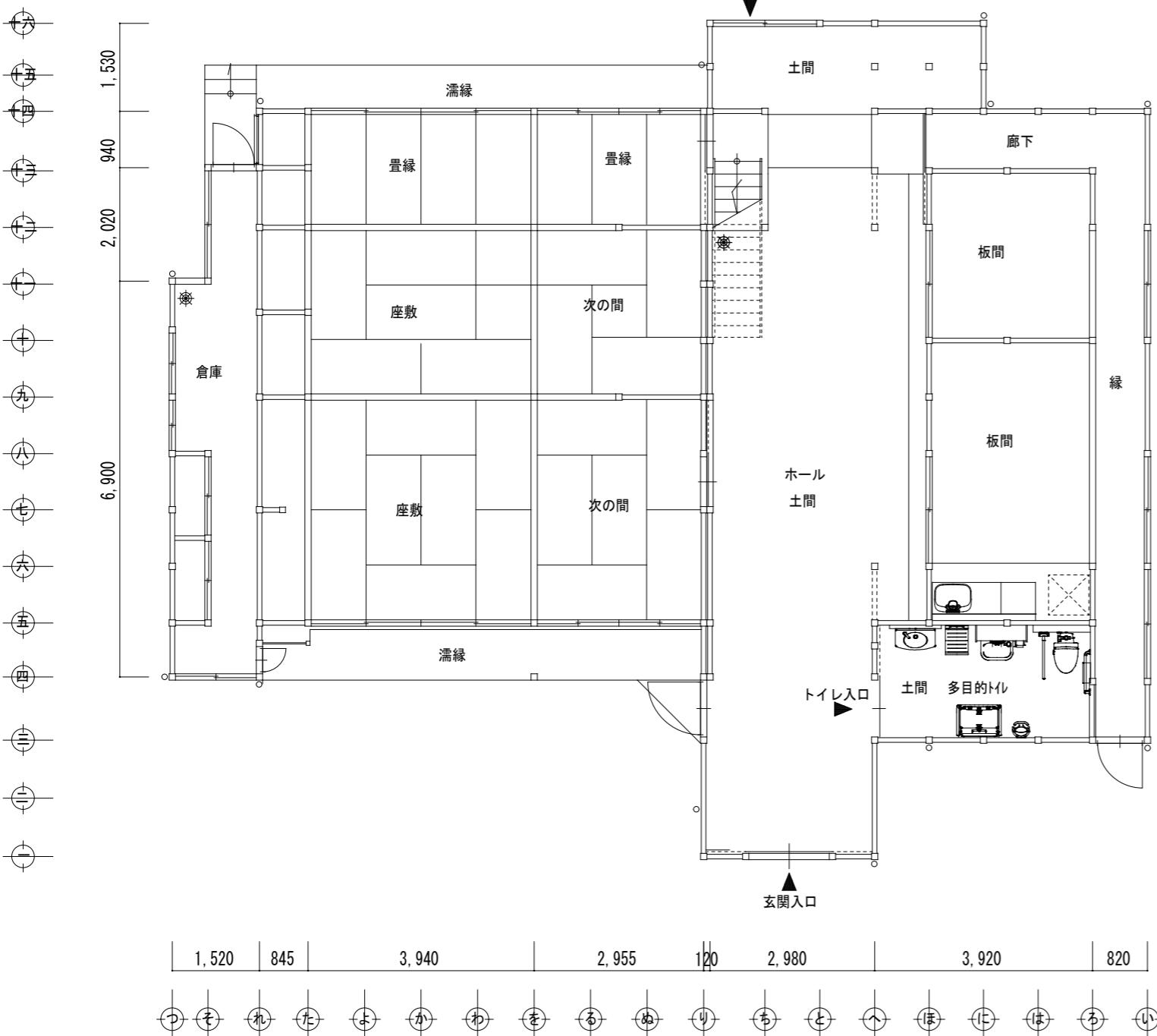


特記	日付 令和7年12月15日	工事名称 津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事	図面番号 M-7
	設計番号 2402	図面名称 衛生設備平面図	縮尺 1 : 100



凡例

記号	名称	規格・性能
●	消火器	粉末消火器ABC10型 スタンド共



空調機器リスト表

記号	機器名称	機器仕様	容量			台数	備考
			Φ	V	KW		
ACP-1	空冷式 パッケージエアコン	冷房能力 3.6 (0.9~4.0) kW	1	200	COMP 0.65	1	6.35.12.7
		暖房能力 4.0 (1.0~5.3) kW			FAN		【1階】板間
		定格消費電力 (冷房) 0.805 kW			-IN 0.053		
		(暖房) 0.810 kW			-OUT 0.090		
		天井カセット4方向吹出形					
		《付属品》ワイヤレスリモコン 転倒防止金具 風向調整板					
		《参考品番》SZRC40BYNV					
ACP-2	空冷式 パッケージエアコン	冷房能力 5.0 (1.3~5.6) kW	1	200	COMP 1.07	1	6.35.12.7
		暖房能力 5.6 (1.4~7.1) kW			FAN		【1階】板間
		定格消費電力 (冷房) 1.21 kW			-IN 0.053		
		(暖房) 1.25 kW			-OUT 0.050		
		天井カセット4方向吹出形					
		室外機2段積架台(高強度架台)本工事				(1)	
		《付属品》ワイヤレスリモコン 転倒防止金具 風向調整板					
		《参考品番》SZRC56BYNV					
		SP-WL-1.5					
ACP-3	空冷式 パッケージエアコン	冷房能力 5.0 (2.3~5.6) kW	1	200	COMP 1.07	2	6.35.12.7
		暖房能力 5.6 (2.6~7.1) kW			FAN		【1階】座敷
		定格消費電力 (冷房) 1.31 kW			-IN 0.030		
		(暖房) 1.52 kW			-OUT 0.090		
		壁掛形					
		室外機2段積架台(高強度架台)本工事				(1)	
		《付属品》ワイヤレスリモコン 転倒防止金具 風向調整板					
		《参考品番》SZRA56BYNV					
		SP-WL-1.5					

注記：1. パッケージエアコンの冷暖房能力及び消費電力は「JIS B 8616」に規定された条件による。

2. 耐塩害仕様・耐重塩害仕様は一般社団法人日本冷凍空調工業会「空調機器の耐塩害試験基準JRA9002」に基づく。

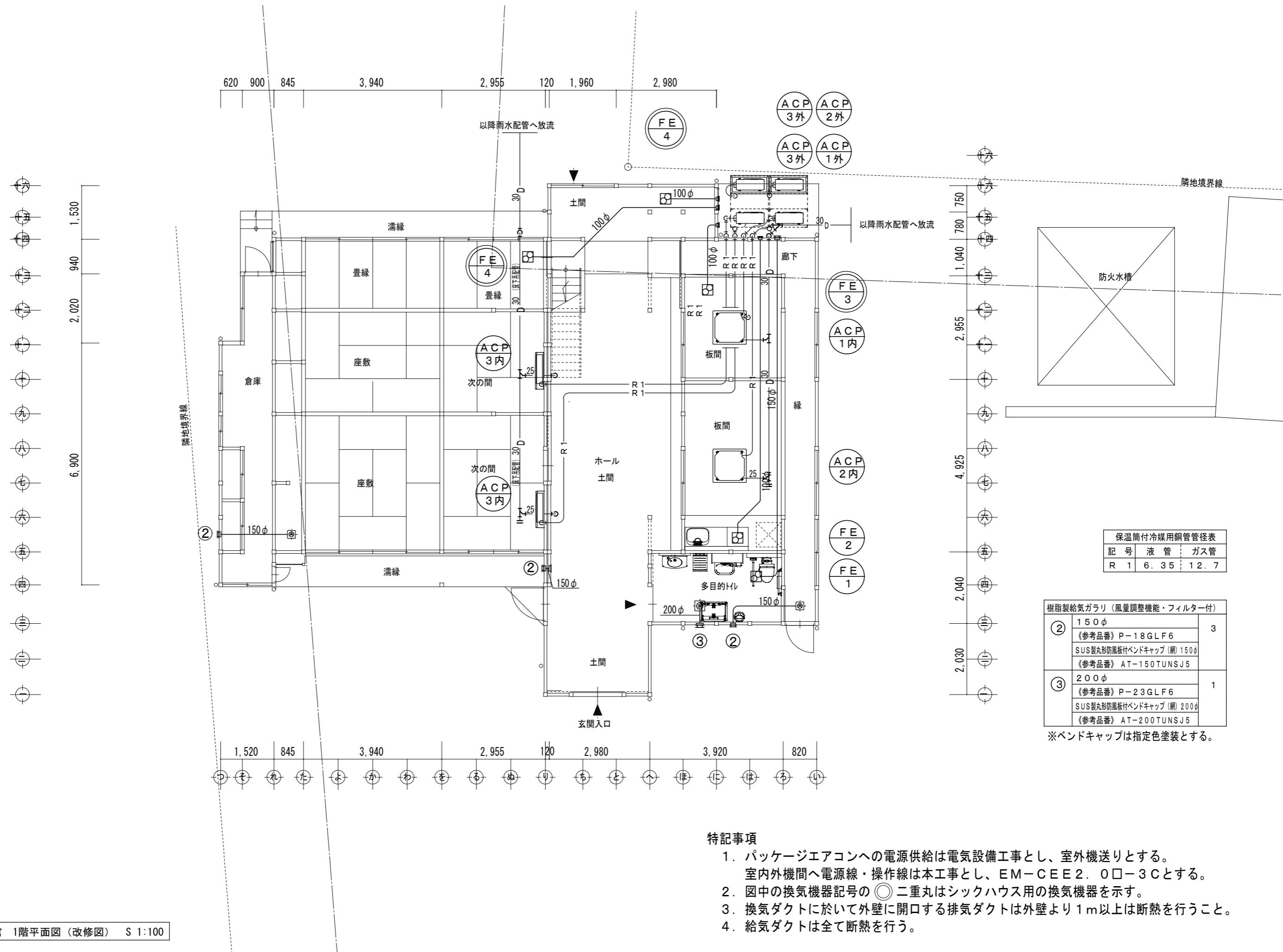
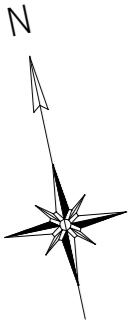
換気機器リスト表

記号	機器名称	機器仕様	風量 m³/h	静圧 Pa	容量			台数	備考
					Φ	V	W		
FE-1	天井埋込型換気扇	低騒音タイプ	240	70	1	100	49	1	【1階】多目的トイレ
		《付属品》SUS製丸形防風板付ベンドキャップ 150Φ							
		《参考品番》VD-20ZC14							
		AT-150TUGSJ5							
FE-2	天井埋込型換気扇	低騒音 グリル・ボディ・ファン金属タイプ	100	90	1	100	24	1	【1階】板間
		《付属品》SUS製丸形防風板付ベンドキャップ 100Φ							
		《参考品番》VD-15ZY14							
		AT-100TUGSJ5							
FE-3	天井埋込型換気扇	低騒音インテリアタイプ	80	60	1	100	14	1	【1階】板間
		《付属品》SUS製丸形防風板付ベンドキャップ 100Φ							
		《参考品番》VD-15ZX14-FP							
		AT-100TUGSJ5							
FE-4	天井埋込型換気扇	低騒音インテリアタイプ	100	50	1	100	14	3	【1階】土間
		《付属品》SUS製丸形防風板付ベンドキャップ 100Φ							【1階】畳縁
		《参考品番》VD-15ZX14-FP							【2階】縁
		AT-100TUGSJ5							

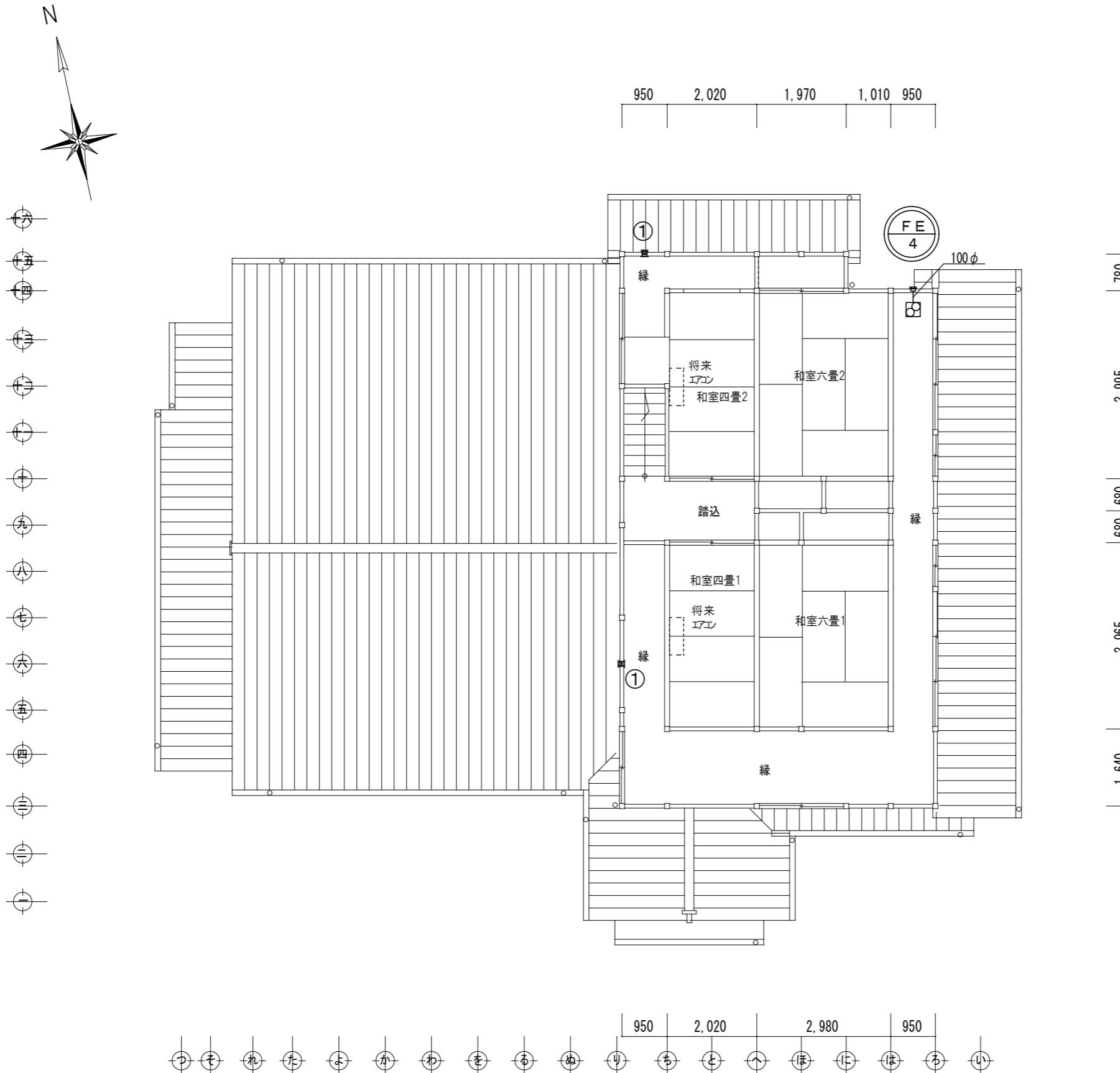
注記：1. 換気扇の上記特性は JIS C 9603 に基づく条件による。

2. 全熱交換器の上記特性は JIS B 8628:2017 に基づく条件による。

3. ベンドキャップは指定色塗装とする。



特記	日付 令和7年12月15日	工事名称 津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事	図面番号 M-10
	設計番号 2402	図面名称 空調換気設備1階平面図	縮尺 1 : 100



特記事項

- 図中の換気機器記号の○二重丸はシックハウス用の換気機器を示す。
 - 換気ダクトに於いて外壁に開口する排気ダクトは外壁より1m以上は断熱を行うこと。
 - 給気ダクトは全て断熱を行う。

*ベンドキャップは指定色塗装とする。

対青館 2階平面図（改修図） S 1:100

特記	日付 令和7年12月15日	工事名称 津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事	図面番号 M-11
	設計番号 2402	図面名称 空調換気設備2階平面図	
		縮尺 1 : 100	